

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成23年度長期借入金に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金

| | | |
|--------------|---|---|
| 借入を必要とする理由 | (独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下、機構)の預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため | |
| 借入の額 | 4,000億円 (機構の預金者に対する平成23年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。 | |
| 借入先 | 株式会社ゆうちょ銀行 | |
| 借入金の償還方法及び期限 | 機構の預金者に対する新規の貸付けと同条件 | |
| | 償還方法 | 個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可) |
| | 償還期限 | 個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可) |
| 利息の支払方法及び期限 | 機構の預金者に対する新規の貸付けと同条件 | |
| | 支払期限 | 貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い |
| | 支払方法 | 借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際) |

【参考】 機構による預金者に対する貸付け(概要)

機構法第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づく業務

| 区別 | 内容 |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金(いずれも民営化前に預入されたもの)の預金者 |
| 貸付限度額 | 元利合計額(積立貯金は積立金額)の90%以内で、1人300万円まで |
| 貸付期間 | 2年(1回に限り貸付けの更新が可能) |
| 貸付利率 | 担保とする貯金の利率+0.25%(定期郵便貯金は+0.5%) |

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

| | | |
|--------------|---|--|
| 借入を必要とする理由 | 機構の預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため | |
| 借入の額 | 22,000億円 (機構の契約者に対する平成23年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。 | |
| 借入先 | 株式会社かんぽ生命保険 | |
| 借入金の償還方法及び期限 | 機構の契約者に対する新規の貸付けと同条件 | |
| | 償還方法 | 個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可) |
| | 償還期限 | 個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額) |
| 利息の支払方法及び期限 | 機構の契約者に対する新規の貸付けと同条件 | |
| | 支払期限 | 貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い |
| | 支払方法 | 借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際) |

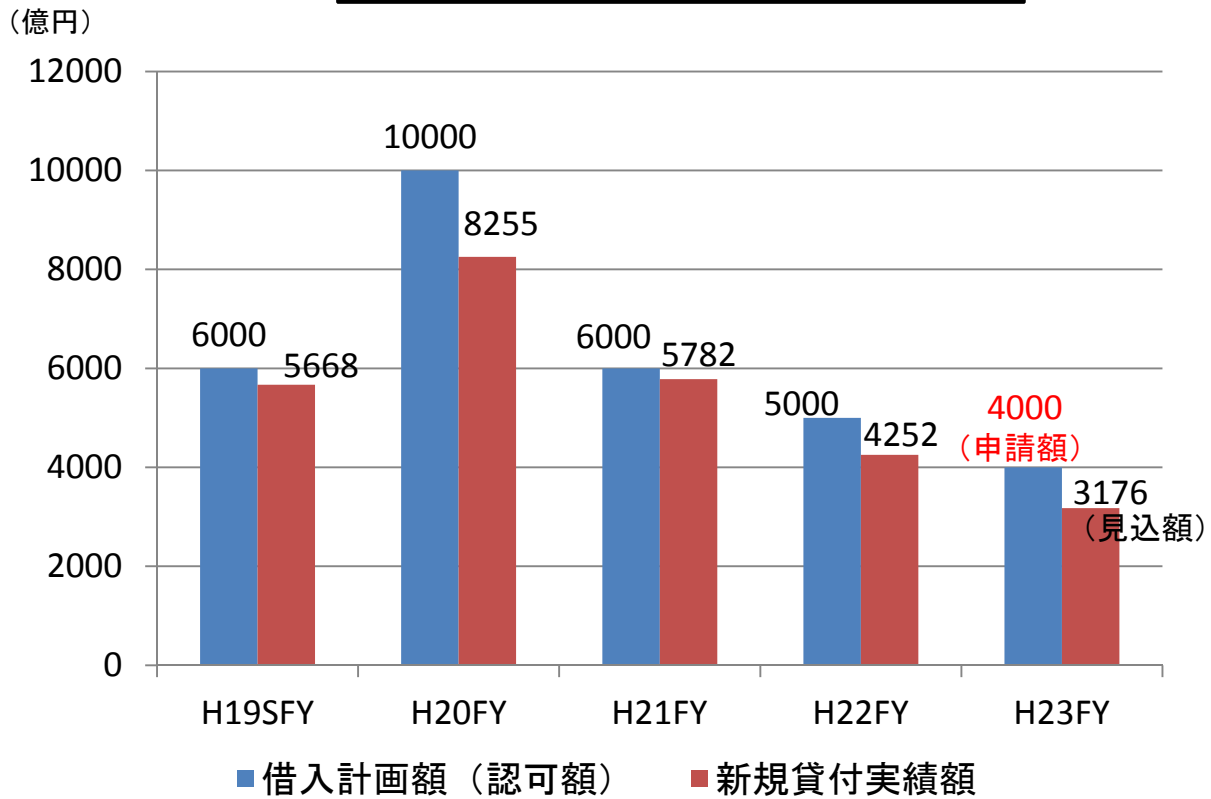
【参考】 機構による契約者に対する貸付け (概要)

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づく業務

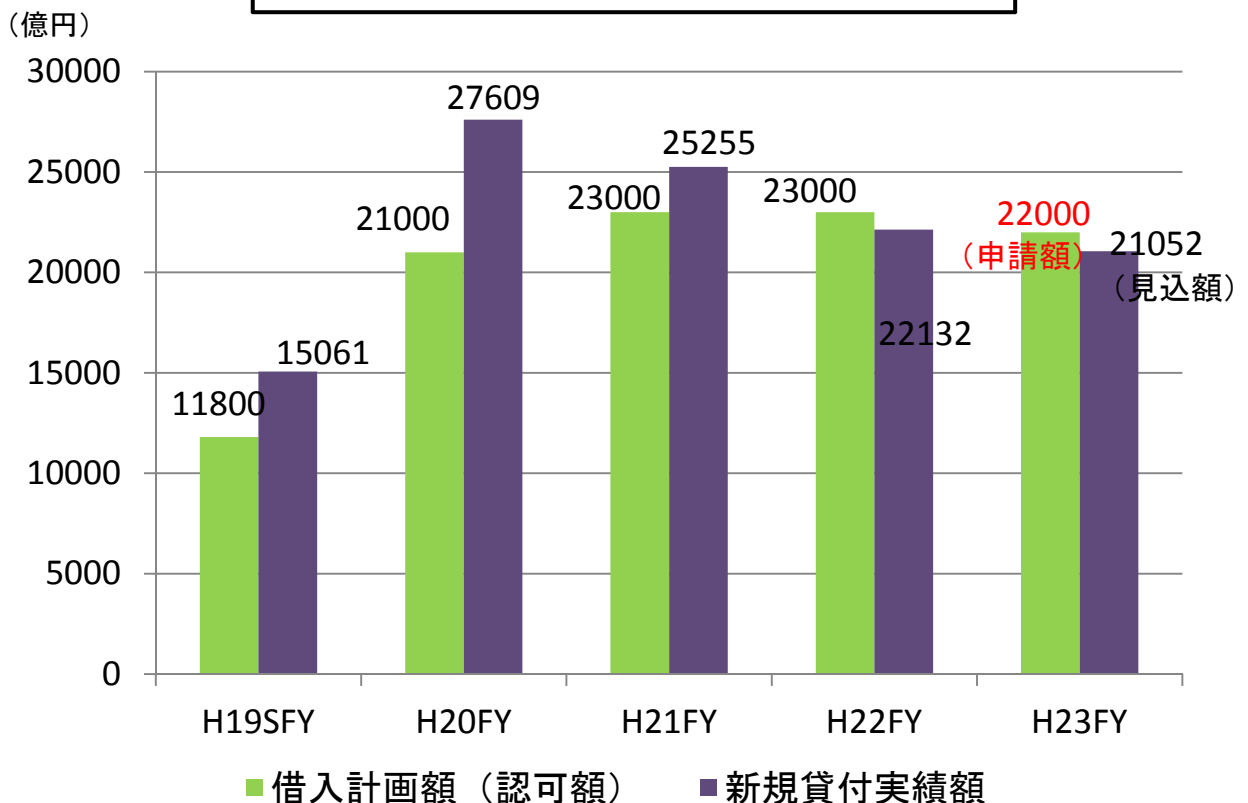
| 区 別 | 内 容 |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 簡易生命保険(民営化前に契約されたもの)のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者 |
| 貸付限度額 | 被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内 |
| 貸付期間 | 1年(貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額) |
| 貸付利率 | 機構の定める利率 |

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 長期借入金の借入に係る計画と実績

預金者貸付(郵便貯金勘定)



契約者貸付(簡易生命保険勘定)



(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成23年度長期借入金償還計画に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

| | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|---|---------|
| 長期借入金の総額、 うち当該事業年度 における借入見込額 | 長期借入金の総額 (過年度分及び平成23年度借入見込額) | | 5,000億円 |
| | うち平成23年度借入見込額 | | 4,000億円 |
| 借入先 | 株式会社ゆうちょ銀行 | | |
| 借入金の償還方法 及び期限 | 償還方法 | それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可) | |
| | 償還期限 | 個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可) | |
| 当該事業年度の 償還見込み額 | 4,000億円 | | |

(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

| | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------|
| 長期借入金の総額、 うち当該事業年度 における借入見込額 | 長期借入金の総額 (過年度分及び平成23年度借入見込額) | | 25,993億円 |
| | うち平成23年度借入見込額 | | - |
| 借入先 | 株式会社ゆうちょ銀行 | | |
| 借入金の償還方法 及び期限 | 償還方法 | 半年賦元利均等償還 | |
| | 償還期限 | 個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 | |
| 当該事業年度の 償還見込み額 | 1,489億円 | | |

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

(1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

| | | |
|------------------------------------|---------------------------------|--|
| 長期借入金の総額、 うち当該事業年度 における借入見込額 | 長期借入金の総額 (過年度分及び平成23年度借入見込額) | 35,000億円 |
| | うち平成23年度借入見込額 | 22,000億円 |
| 借入先 | 株式会社かんぽ生命保険 | |
| 借入金の償還方法 及び期限 | 償還方法 | それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可) |
| | 償還期限 | 個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額) |
| 当該事業年度の 償還見込み額 | <u>22,000億円</u> | |

(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

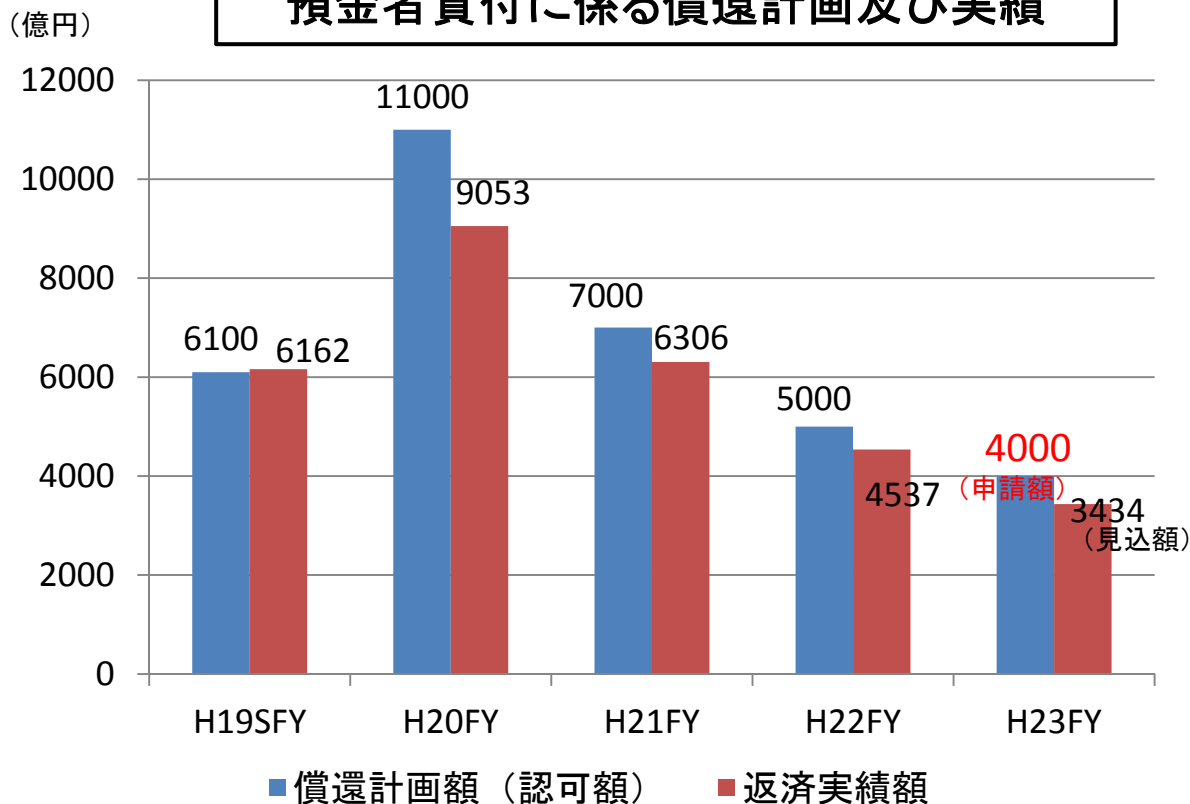
| | | |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 長期借入金の総額、 うち当該事業年度 における借入見込額 | 長期借入金の総額 (過年度分及び平成23年度借入見込額) | 129,543億円 |
| | うち平成23年度借入見込額 | — |
| 借入先 | 株式会社かんぽ生命保険 | |
| 借入金の償還方法 及び期限 | 償還方法 | 半年賦元利均等償還 |
| | 償還期限 | 個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 |
| 当該事業年度の 償還見込み額 | <u>5,856億円</u> | |

(3) 財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

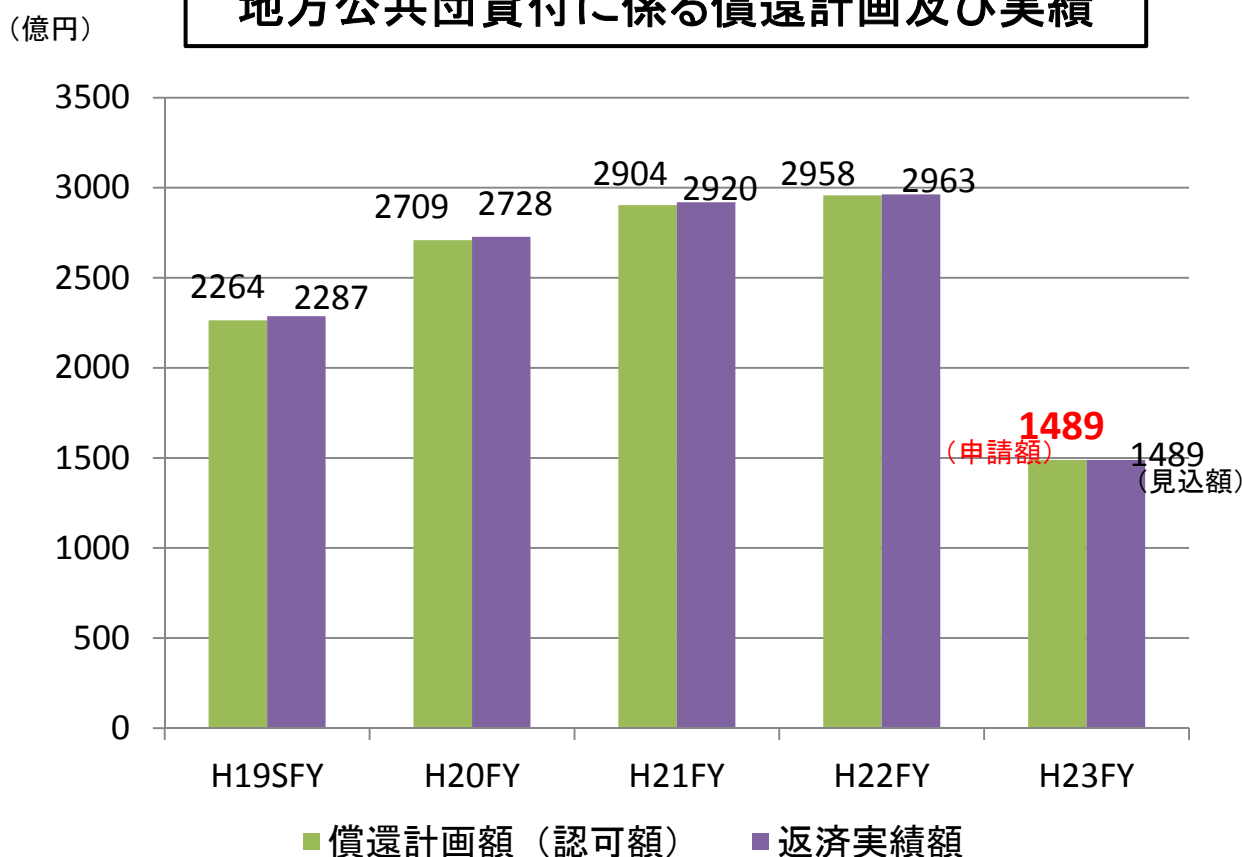
| | | |
|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 長期借入金の総額、 うち当該事業年度 における借入見込額 | 長期借入金の総額 (過年度分及び平成23年度借入見込額) | 250億円 |
| | うち平成23年度借入見込額 | — |
| 借入先 | 株式会社かんぽ生命保険 | |
| 借入金の償還方法 及び期限 | 償還方法 | 半年賦元金均等償還又は満期一括償還 |
| | 償還期限 | 個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 |
| 当該事業年度の 償還見込み額 | <u>85億円</u> | |

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 長期借入金の償還に係る計画と実績(郵便貯金勘定)

預金者貸付に係る償還計画及び実績

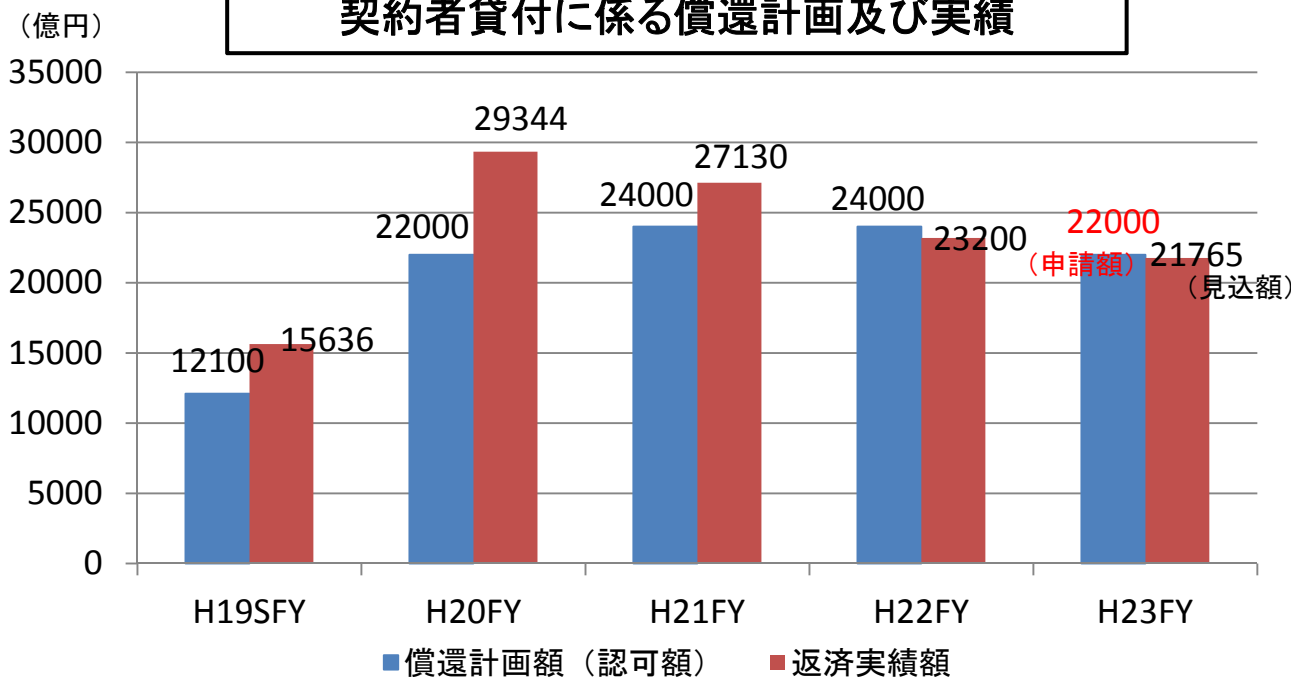


地方公共団貸付に係る償還計画及び実績

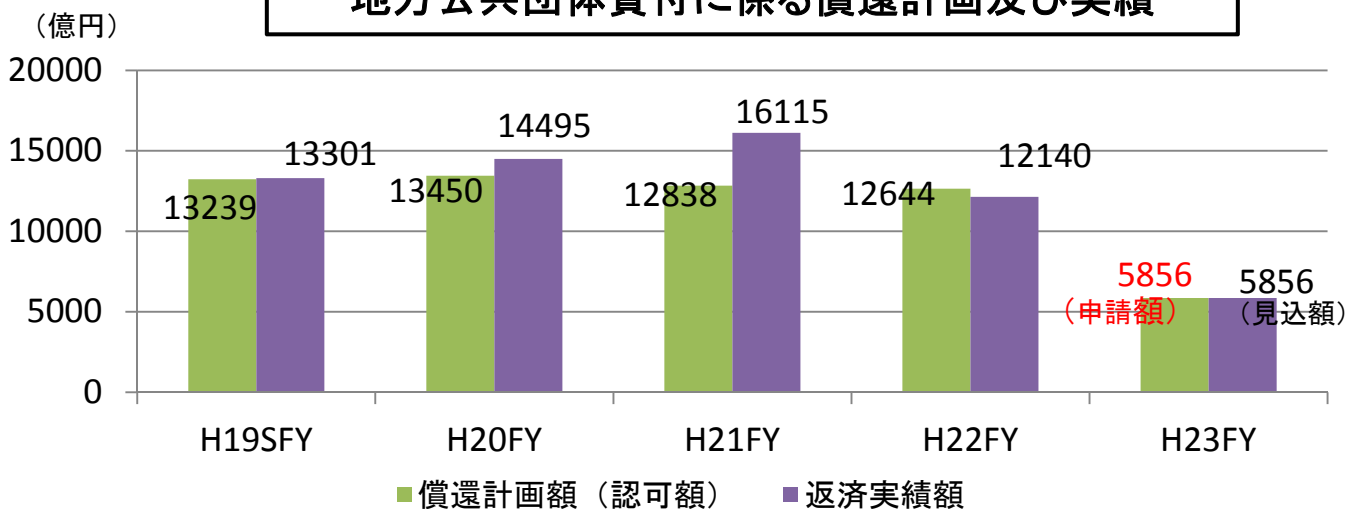


独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 長期借入金の償還に係る計画と実績(簡易生命保険勘定)

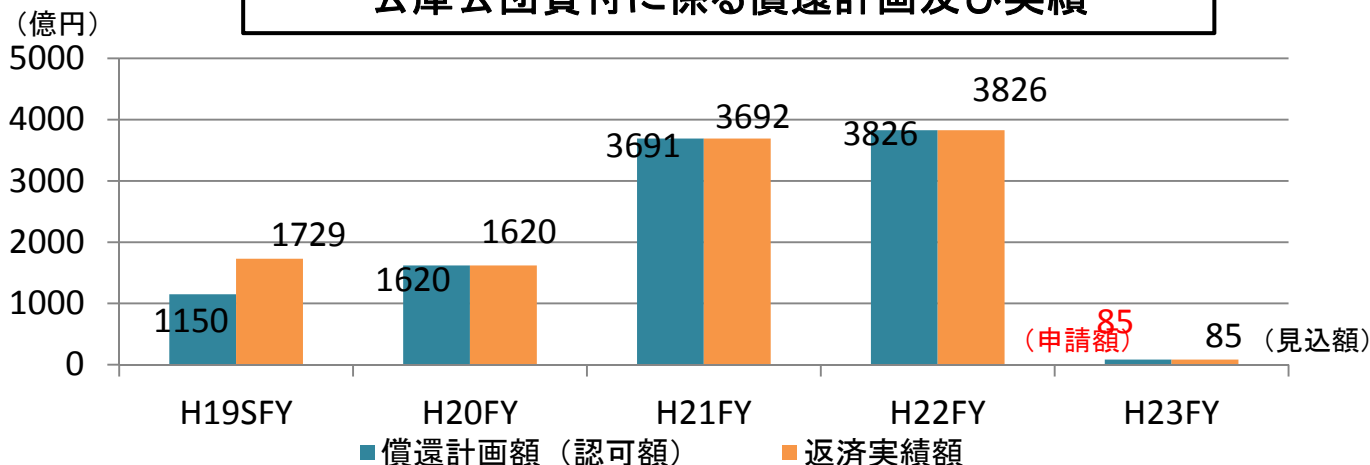
契約者貸付に係る償還計画及び実績



地方公共団体貸付に係る償還計画及び実績



公庫公団貸付に係る償還計画及び実績



平成21年度総務省所管法人の業務の実績に関する評価の結果等に対する 政策評価・独立行政法人評価委員会の主な意見

資料3

- ・ 毎事業年度、政策評価・独立行政法人評価委員会から、各府省独立行政法人評価委員会に対して年度評価に関する意見が提出される。【独立行政法人通則法第32条】
- ・ 平成21年度評価については、総務省所管の独立行政法人全体に対しての指摘があったのみ。
(平成22年12月22日提出)

○ 保有資産の見直しに関する指摘

1 実物資産等について

- ・ 今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった法人も含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要。

2 事業用運用資産の見直し及び運用管理について

- ・ 個別法に基づき事業用運用資産を保有する3法人（郵便貯金・簡易生命保険管理機構、情報通信研究機構、平和記念事業特別基金）いずれも事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性について評価が行われている。また、保有目的を達成するための運用方針の明確化及び運用体制の確立の観点からの評価も行われている。

3 貸付等債権の管理について

- ・ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組に関する評価が行われており、今後も適切な評価に努められたい。

平成21年度総務省所管法人の業務の実績に関する評価の結果等に対する 政策評価・独立行政法人評価委員会の主な意見

○ 内部統制の充実・強化に関する指摘（法人の長のマネジメント）

1 リーダーシップを発揮できる環境整備について

- ・ リーダーシップを発揮できる環境の一層の整備等に向けた課題等についても評価の結果において明らかにすることを期待。

2 法人のミッションの役職員への周知徹底について

- ・ 法人のミッションを役職員により深く浸透させるための取組にも留意した評価が行われることを期待。

○ 内部統制の充実・強化に関する指摘（監事監査）

1 法人の長のマネジメントに留意した監事監査について

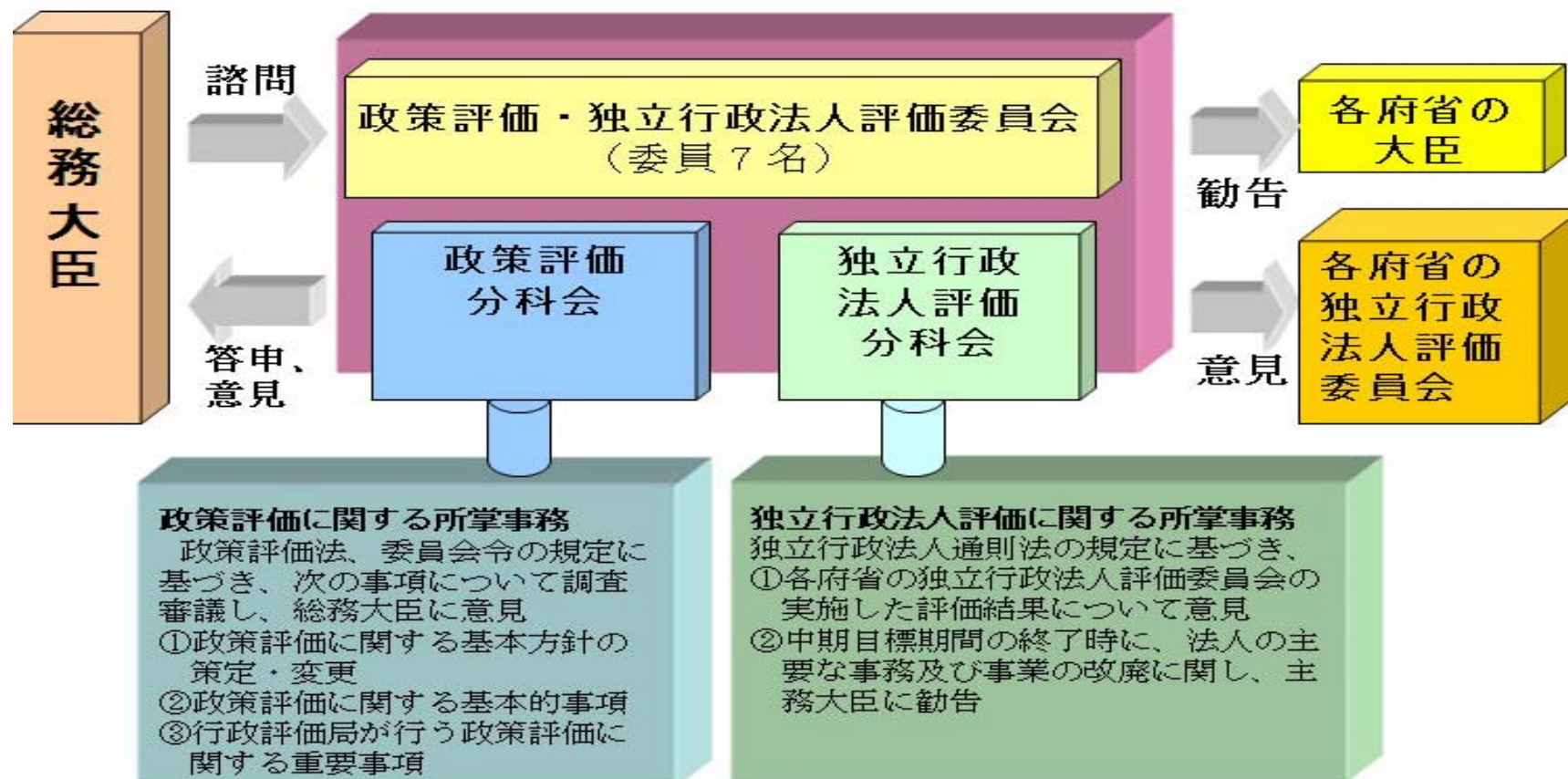
- ・ 内部統制の一層の充実・強化を図るため、監事監査の課題まで踏み込んだ評価が行われることを期待。

2 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告について

- ・ 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告のみならず、その対応状況まで評価が行われることを期待。

(参考) 独立行政法人の評価制度の概要

- 各府省の評価委員会が実施した法人の業務実績評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会が政府全体における評価の厳格性・信頼性等を確保するため、2次評価を実施。
- 毎事業年度、政策評価・独立行政法人評価委員会から、各府省独立行政法人評価委員会に対して年度評価に関する意見が提出される。【独立行政法人通則法第32条】



(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
今後のスケジュールについて

次期中期目標及び中期計画の策定について

1. 独立行政法人通則法における中期目標・中期計画

- ①主務大臣が独立行政法人が一定期間中に達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を策定(第29条)。
- ②独立行政法人が当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を策定。
→主務大臣の認可(第30条)

2. 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成24年3月末で、現在の中期目標期間が終了。

→平成24年度以降の中期目標及び中期計画の策定が必要。

※中期目標の期間における業務の実績については、期間終了後に評価委員会による評価を実施(第34条)

独立行政法人の次期中期目標・中期計画の策定のプロセス

- (1)主務大臣による「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の作成
→ 主務省の独立行政法人評価委員会(省独法委)の意見聴取
→ 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)へ提出
- (2)政独委によるヒアリング(対主務省)
→ 政独委は主務大臣に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を提示
- (3)「勧告の方向性」を踏まえ、主務大臣は「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」を作成
→ 省独法委の意見聴取後、政独委へ提出(独立行政法人通則法第35条)
- (4)「見直し案」を踏まえた主務大臣による中期目標の作成
→ 省独法委の意見聴取後、独立行政法人に提示(同法第29条)
- (5)当該独立行政法人による中期計画の作成
→ 省独法委の意見聴取後、主務大臣認可(同法第30条)

【参考】 中期目標策定等に係る(独)情報通信研究機構分科会における審議スケジュール

平成22年7月2日

- 独立行政法人の平成22年度の業務運営に関する計画の報告
- 独立行政法人の平成21年度の業務実績及び財務諸表等の報告
- 前年度業務実績評価に係る方針及び分担の決定

7月23日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(1回目)

8月5日

- 平成21年度業績評価に係る評価結果の確定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(2回目)及び決定

※8月24日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて22年度業績評価及び「見直し当初案」を審議

※9月14日 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)によるヒアリング

※11月26日 政独委より「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の提示

12月8日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」の審議及び決定

※12月22日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「見直し案」の審議

平成23年1月26日

- 次期中期目標の審議及び決定

※2月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期目標」の審議

2月7日

- 次期中期計画の審議及び決定

※3月上旬 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期計画」の審議

※3月中旬～下旬 独立行政法人は「次期中期計画」を策定→主務大臣の認可

独立行政法人の「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し(当初)案

意義

- 主務大臣は、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、その組織及び業務の全般に渡る検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている(独立行政法人通則法第35条)。

検討項目

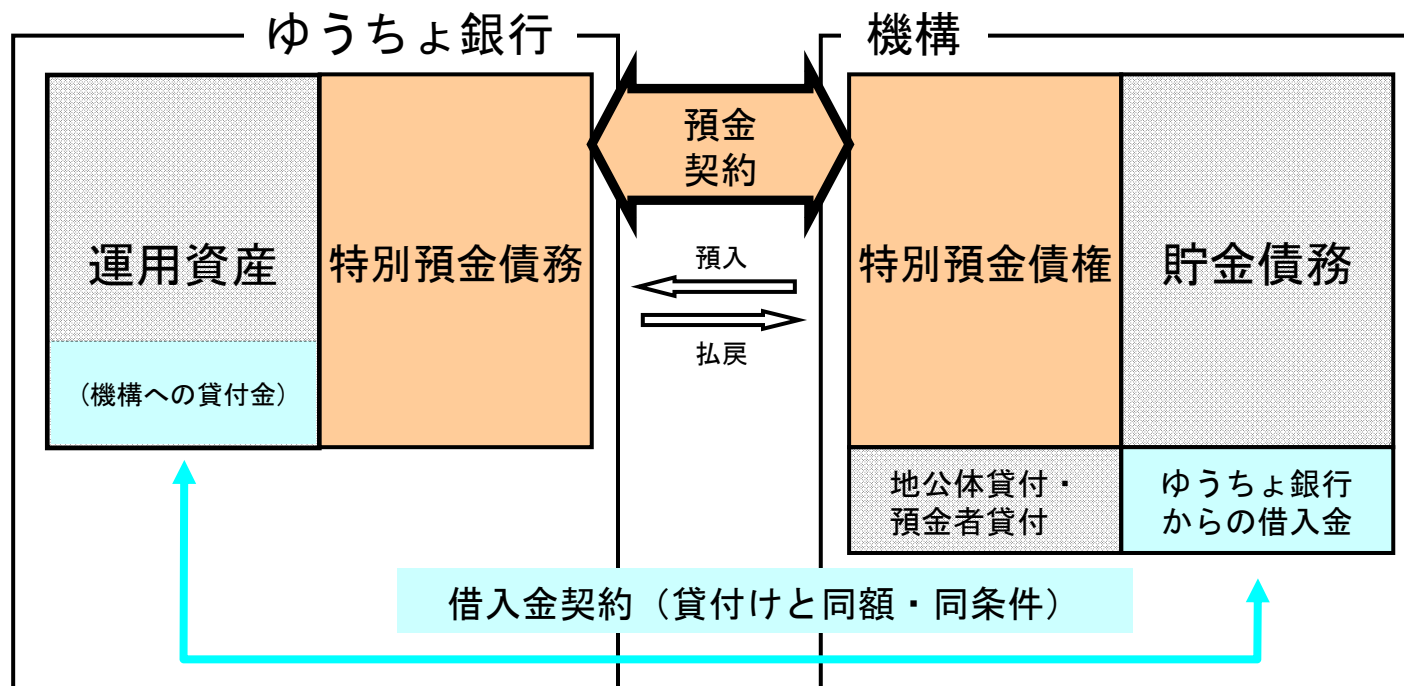
- 1 事務及び事業の見直し
個々の事務及び事業についてその必要性、有効性等を検証。
- 2 組織の見直し
事務・事業を実施するにふさわしい組織体制等について検証。
 - (1) 支部・事業所等の見直し
 - (2) 事業実施主体の見直し
 - (3) 重複排除・事業主体の一元化 等
- 3 その他組織及び業務の全般に関する見直し
運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置等について検証。
 - (1) 保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)
 - (2) 随意契約の見直し等取引関係の見直し
 - (3) 自己収入の拡大
 - (4) 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)
 - (5) 事業の審査、評価の見直し
 - (6) 業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入) 等

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会 今後の開催スケジュール(案)

| 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | |
|---|----|----|--|----------------------|---|--|
| <p>第13回 評価委員会分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度長期借入・償還計画案承認等 | | | <p>第14回 評価委員会分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「見直し当初案」審議(1回目) 平成22年度業務実績評価に係る分担等の決定 機構から平成22年度業務実績等の報告 | <p>← 項目別評価作業実施 →</p> | <p>第15回 評価委員会分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「見直し当初案」審議(2回目) 平成22年度業績評価の評価結果の決定 | <p>総務省独立行政法人評価委員会(親会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を政策評価・独立行政法人評価委員会に通知 |
| <p>法人において評価書等の作成 →</p> | | | | | | |

- (1) 機構が有する預金者等に係る債務に相当する資産は、すべてゆうちょ銀行又はかんぽ生命保険に預金又は再保険されることとなっている。
- (2) その結果、機構が旧日本郵政公社からの承継等により実施することとされている預金者、保険契約者及び地方公共団体等への貸付けを維持するために、バランスシートの調整が必要となることから、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から長期借入れするもの。
- (3) 借入れの金額・条件(利率、償還期限等)は、機構が実施する貸付けと同額・同条件となっており、機構が当該借入れに係るリスクを負うことはない。

【ゆうちょ銀行と機構との関係（イメージ）】

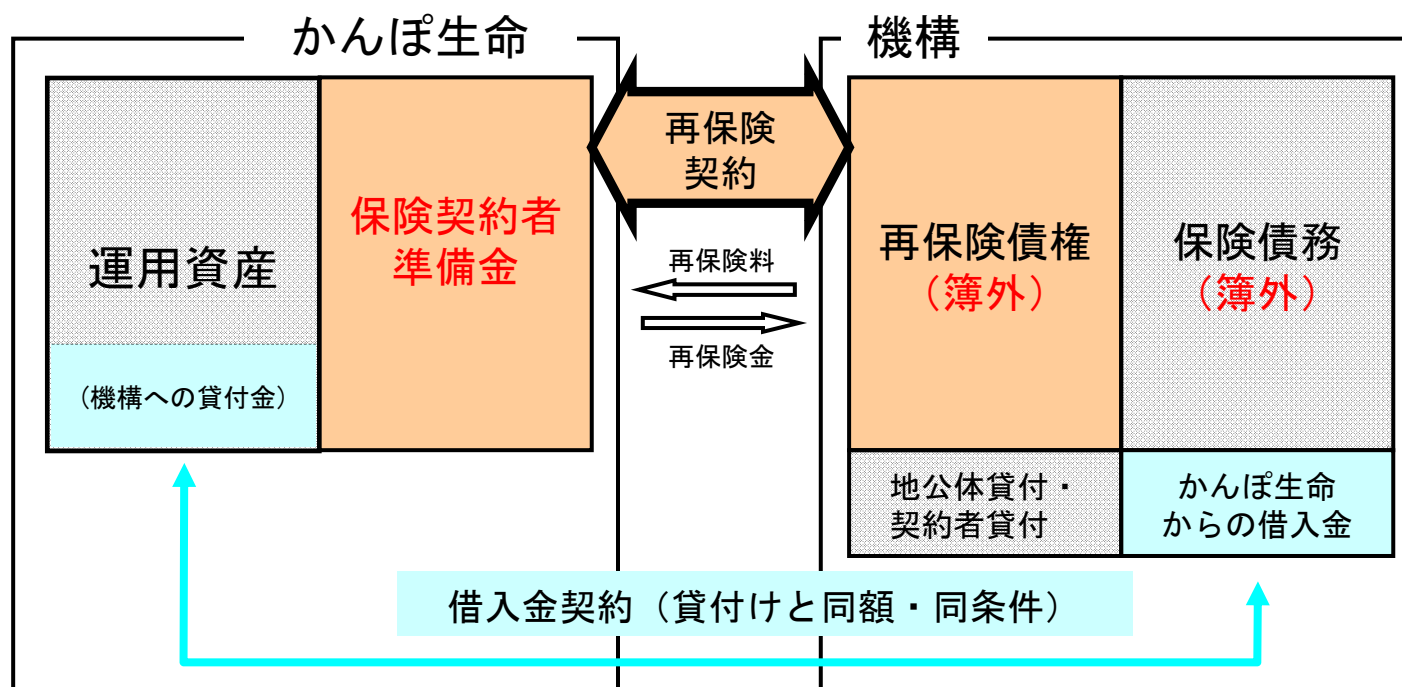


※かんぽ生命保険との関係も、基本的には同様

長期借入金・償還計画のポイント

- (1) 機構が有する預金者等に係る債務に相当する資産は、すべてゆうちょ銀行又はかんぽ生命保険に預金又は再保険されることとなっている。
- (2) その結果、機構が旧日本郵政公社からの承継等により実施することとされている預金者、保険契約者及び地方公共団体等への貸付けを維持するために、バランスシートの調整が必要となることから、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から長期借入れするもの。
- (3) 借入れの金額・条件(利率、償還期限等)は、機構が実施する貸付けと同額・同条件となっており、機構が当該借入れに係るリスクを負うことはない。

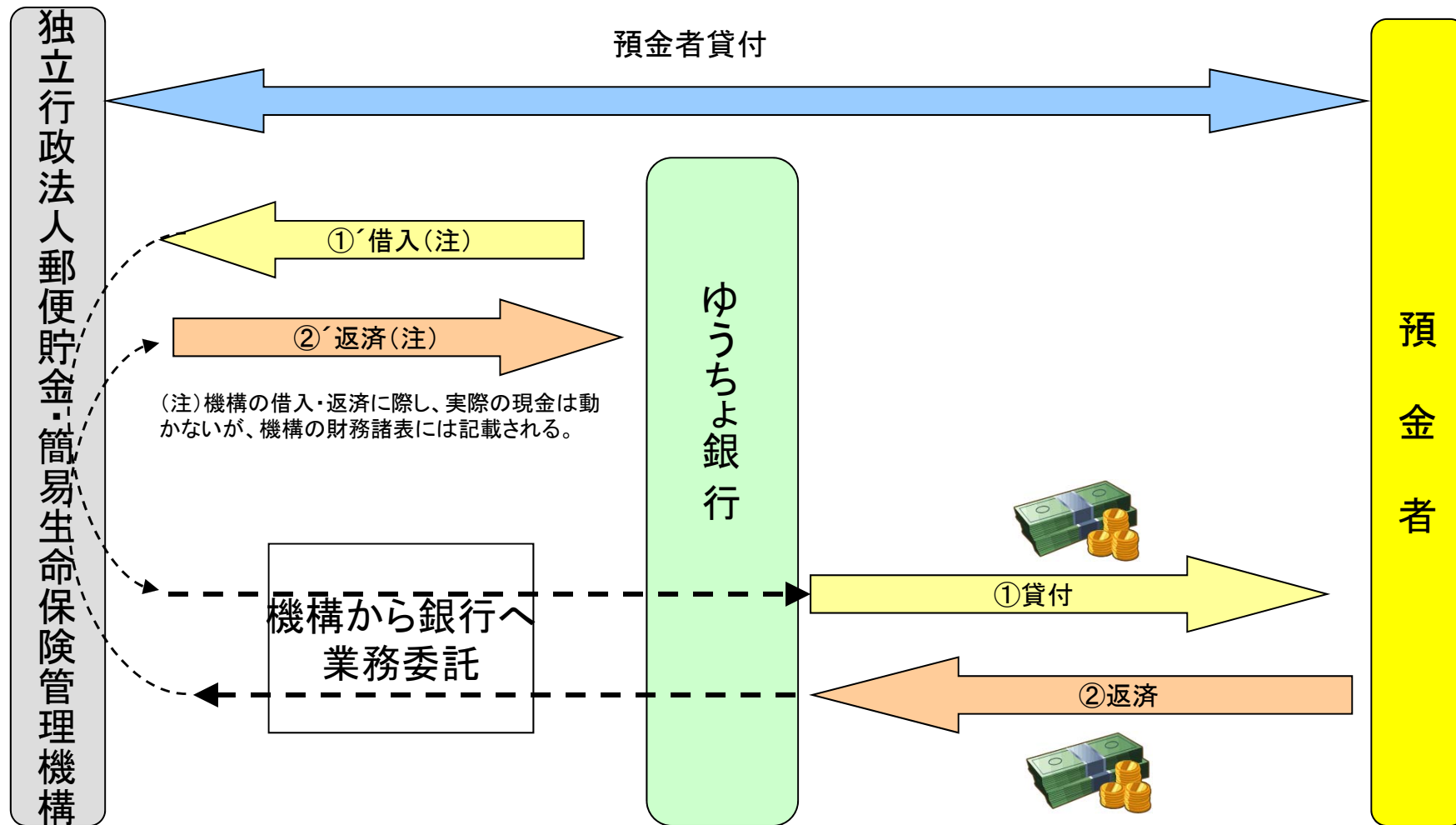
【かんぽ生命と機構との関係（イメージ）】



機構の長期借入金及び預金者貸付に係る資金の流れ

- ①機構が預金者貸付をするとき： ゆうちょ銀行⇒(機構)→預金者
(「⇒」が機構の長期借入金にかかる流れ)
- ②預金者が返済するとき： 預金者→(機構)⇒ゆうちょ銀行

※ 実務上は、ゆうちょ銀行が預金者に現金を貸し、返済を受けることから、現金は機構を通らないが、概念上、機構の財務諸表には記載される。

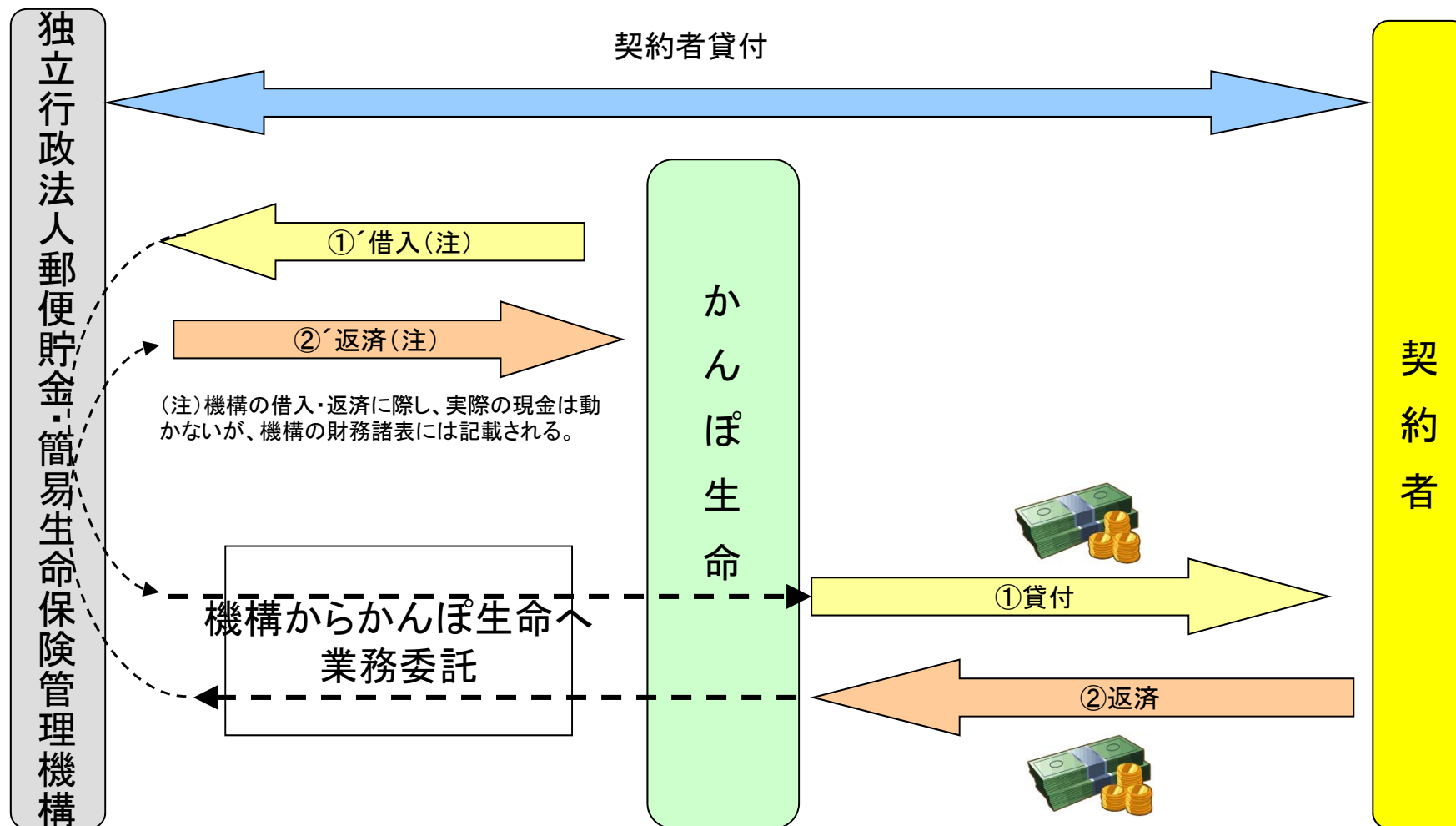


※ 旧簡易生命保険に係る契約者貸付の際も同様

機構の長期借入金及び契約者貸付に係る資金の流れ

- ①機構が契約者貸付をするとき： かんぽ生命⇒(機構)→契約者
②契約者が返済するとき： 契約者→(機構)⇒かんぽ生命

※ 実務上は、かんぽ生命が契約者に現金を貸し、返済を受けることから、現金は機構を通らないが、概念上、機構の財務諸表には記載される。



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 平成 21 年度業績評価の概要

I 全体評価

個別評価を総合的に評価すると、
 { ・業務運営の高度化・効率化の実現
 ・管理業務の的確な実施 } ⇒ 平成 21 年度において、中期目標・計画（19～23 年度）は、十分に達成されている。

II 個別評価

| 評価項目 | 評価結果 | |
|--|------------------------------|--|
| 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | |
| ○組織運営の効率化 ○業務経費の削減 ①経費の効率的使用及び契約の適正化に関する取組 ②人件費等の削減に係る取組 | A A A | ○月 1 回、超勤時間、超勤経費の使用状況等を点検し、課別の超勤時間数の格差を減少することにより、特定の課への業務の集中等を改善。また、派遣社員の活用等により想定外の業務にも柔軟に対応。 ○法令等遵守の状況、リスク管理の状況、内部統制システムの整備・運用状況等に関する内部監査、監事との定例的な意見交換等の実施、訓示による法令等遵守意識の徹底等、健全かつ適正な業務運営の遂行のための必要かつ有効な取組がなされている。 ○一般管理費及び業務の効率化により、平成 20 年度に比して経費は 24%低減。 ○随意契約が「官報広告」の 1 件のみで事実上解消し、一般競争入札・企画競争・公募を経て締結した契約案件における「一者応札・一者応募」の割合が前年度に比べ減少（40%→32%）。 ○超過勤務手当の効率的使用の推進、毎月の超過勤務手当額等の管理の徹底、住居手当の廃止等により、人件費は削減目標（2.0%）以上の 2.9%削減。 |
| 2 業務の質の向上 | | |
| ○資産の確実かつ安定的な運用 ①郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の確実かつ安定的な運用 ②(株)かんぽ生命保険における運用状況の把握及び確認 ③保有資産の見直し ④保有資産の運用・管理 | A A A A | ○運用計画を遵守し、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けに係る債権の保有のための運用、国債等・預金による運用に努めており、目標は十分達成したと認められる。 ○毎月委託先から「かんぽ資金の運用実績・評価」の説明を受けて運用状況を把握するとともに、安全資産保有義務について運用実績の検証を行っている。また、安全資産の額が機構のために積み立てられる額を下回るリスク（株価及び為替水準）についても検証を行っており、目標を十分に達成したと認められる。 ○保有する実物資産は、業務の遂行に必要な最小限の数量であり、減損等も認識されていない。金融資産については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法等に基づき適切に運用されている ○実物資産については、有効に活用されており、適切かつ効率的に管理されている。金融資産についても、定められた運用方針どおりに運用されており、また、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法等に基づき事業目的を達成するため適切に運用・管理されているとともに、適正な人員配置と内部統制も図られている。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>○提供するサービスの質の確保</p> <p>①貯金管理業務</p> <p>②簡易生命保険管理業務</p> <p>○業務の実施状況の断続的な分析</p> <p>○照会等に対する迅速かつ的確な対応</p> <p>○情報の公表等</p> <p>○預金者等への周知</p> | <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> | <p>○貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務ともに、委託先・再委託先への監督方針を定め、委託先・再委託先からの定期・随時の報告による重点確認項目の確認、実地監査を実施。また、問題状況に対しては、委託先・再委託先へ改善指導を行い、改善策およびその取組の報告を求めるなど、業務の質の維持・向上に努めた。これらの取組により、貯金管理業務については現金過不足事故や顧客情報漏えい等の件数は20年度に比して大幅に減少。</p> <p>○利用者評価調査を実施し、調査結果を総務省および委託先、再委託先に提供するとともに、周知広報活動の展開や実地監査を行うなど、調査結果を業務の質の維持・向上に役立てた。また、調査について一般競争入札を行って入札者を増やすことによりコストを大幅に軽減したことは評価できる。</p> <p>○機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関しては、お客様応答マニュアルやお客様応対事例集の更新・拡充及びこれらの活用により、迅速かつ的確に対応。また、委託先及び再委託先に対しても、適切に確認・実地監査等を行うことにより、契約者等から受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めている。</p> <p>○ディスクロージャー誌の作成、ホームページの積極的な活用等、情報開示及び取り組み内容に関する開示は適正になされている。また、機構が継承した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行についても、新聞広告やホームページで掲載。</p> <p>○受取に出来ない郵便貯金、簡易生命保険の早期受取のための広告を実施している。睡眠貯金残高及び権利消滅金額が依然として高い水準にあることを踏まえ、今後は、広告にかかる認知度の評価のみならず、事案の解消・残存実績やその推移による効果検証・分析をおこなうことが望ましい。</p> |
| <p><u>3 予算・財務管理</u></p> | <p>A</p> | <p>○利益剰余金の発生原因は分析され、主な要因たる権利消滅金・時効完成益については、適切な管理を行っている。旧勘定の管理業務を引き続き効率的に行っており、上記の時効等の発生も低減させるべき施策を行っている。</p> <p>○継承されている債権・債務を民営化会社との間で適切な委託契約において管理し、上記時効等から生ずる資金についても国債またはかんぽ生命への預託により管理、有効な財務管理を行っている。</p> |
| <p><u>4 その他</u></p> <p>○適切な労働環境の確保</p> <p>○機構が保有する個人情報の保護</p> | <p>A</p> <p>B</p> | <p>○業務の実態に即して人員配置の見直しを行い、特定の課への業務の集中は改善されている。また、人事評価規程に基づき個人目標の設定、同目標の達成度及び目標達成への努力等を適正に評価するため、評価者との対話を通じて評価を策定し、さらに、評価結果を賞与等に反映してモチベーションの向上に努めている。</p> <p>○ハラスメントの防止、メンタルヘルス等については相談員を設置するとともに、機構外の中立的第三者に直接相談等できるよう公益通報窓口を活用できる体制を整備。また、メンタルヘルスについて、産業医による講習会を実施。</p> <p>○個人情報保護管理規程に基づき、外部講師によって個人情報保護、情報セキュリティ対策に関する研修を行い、遵守状況をチェックシートで定期点検する等個人情報を適切に管理するための取組を実施。また、委託先・再委託先についても業務委託契約で遵守すべき事項を定め、随時、定期的な確認に加え、実施検査を実施。</p> |

| | | | | | |
|-------------------|--------------|--|------|-----|----|
| ○災害等の不測の事態の発生への対処 | A | ○「緊急事態対応計画」全体の検証を行い、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を見直した。 ○新型インフルエンザに伴うパンデミック時の対応に関し、国内での新型インフルエンザの患者の発生、感染の拡大、パンデミック時等の各段階における対応に関する「事業継続計画」について、委託先、再委託先を含めた対応態勢について確認を行うとともに、感染が拡大した以降、毎日、感染状況、店舗の営業情報及び感染防止のための取組等について報告を受け、業務の実施状況及び社員への感染状況等について確認を行った。 | | | |
| ○その他 | | | | | |
| ①環境に配慮した取組 | A | ○温室効果ガス（電気使用量）について、基準値となっている平成19年度と比べ平成21年度は約22.2%削減、用紙類については約20%削減。 | | | |
| ②内部統制に関する取組等 | A | ○経営管理層のコミュニケーションを充実し、ICTの利用環境に整備を行い効率的な業務運営が行われるべく努めている。また、理事長のマネジメントの下、委託先・再委託先へのモニタリングを含め内部統制について有効な運用に努めるとともに、監事監査と適切な連携を行っている。 | | | |
| | 評価の分類 | AA | A | B | C |
| | 項目数 | なし | 15項目 | 4項目 | なし |

Ⅲ 業務運営の改善その他の提言

○「経費の効率的使用及び契約の適正化に関する取組」について

- ・随意契約は事実上解消し、「一者応札・一者応募」の割合も前年度に比べ減少していることは評価できる。今後もこの割合を可能な限り減少させるよう努力することが望まれるとともに、少額随意契約についても、引き続き、複数業者から見積もりを徴収することの徹底を図っていくことが期待される。

○「提供するサービスの質の確保」について

- ・重点確認項目について具体的な数値をみると、委託・再委託先の役職員による犯罪件数は不変、誤送付・誤廃棄・誤配達等の顧客情報の漏えいは簡易生命保険で増加しており、これらの再発防止策の徹底が求められる。

○「業務の実施状況の断続的な分析等」について

- ・苦情・申告等を契機にした一定の業務改善や再発防止策の取組も実施しているものの、苦情申告等の件数は前年度比約倍増である。郵貯・簡保管理業務の監督業務等に反映させるための調査研究等では、認知度等の調査に加えて不満やサービス向上に関する調査と分析が欠かせないが、分析とその結果を踏まえた管理業務への反映が十分には見られない。調査研究のやり方や予算配分を一層工夫して機構に期待される目標を漏れなく達成する必要がある。
- ・委託先、再委託先が調査結果をどのように業務改善に反映したかを把握するなど、調査分析の成果を検証し、よりきめの細かい調査分析実施に役立てる努力が必要である。

○「照会等に対する迅速かつ的確な対応」について

- ・苦情・申告等を契機にした機構の取組みの結果、お客さまへの対応がどのように迅速かつ的確になるように改善されたのかがより明確になることも望まれる。

○「預金者等への周知」について

・睡眠貯金及び権利消滅金がなおある程度高い水準であることから、一層効果的な広報活動の強化が重要となる。

○「機構が保有する個人情報の保護」について

・機構による随時、定期的な確認、実地検査等個人情報保護に関する取組については一定の効果が見られるが、個人情報保護の漏洩、紛失、毀損等については重大な案件だけに、今後も個人情報保護に向けた体制強化が重要である。

○「環境に関する取組」について

・温室効果ガスの排出削減等に取り組み、電気使用量や用紙類の削減が進んでいる。今後、取組の有効性を一層上げるためには、取組について幅広く国民に知ってもらうことが重要であることから、広報体制を充実させることが期待される。

政 委 第 3 4 号

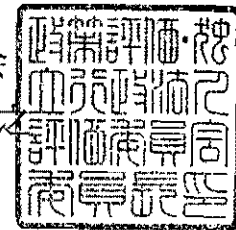
平成 22 年 12 月 22 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員 長 森 永 規 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 子



平成 21 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 22 年 8 月 30 日付けをもって貴委員会から通知のあった「総務省所管独立行政法人（平和祈念事業特別基金、情報通信研究機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び統計センター）の平成 21 年度業務実績評価の結果の通知について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 22 年 5 月 31 日に改正した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

このうち、保有資産及び内部統制については、各法人における実態の把握に努めつつ、今後、的確に評価を行うことができるよう、積極的に提言を行いました。

具体的には、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていることを踏まえ、独立行政法人等による保有資産の見直

し状況を国民に明らかにして今後の一層の取組を促すとともに、保有資産の詳細情報を活用した厳格な評価のための枠組み作りを提言しています。

また、独立行政法人を巡る不祥事や無駄遣いへの批判がある中、国民の信頼を高めていくためには、法人自体におけるマネジメント改革への取組が欠かせません。その有用な手段である内部統制について、本年3月に総務省の研究会で考え方が取りまとめられたことを受け、各評価委員会が行った積極的な取組を取り上げるなどにより、今後の評価に向けた具体的な視点等を提起しています。

このほかにも、当委員会は、各評価委員会の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組を行いました。

独立行政法人の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、上記の提言を踏まえるなどにより、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成21年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

平成21年度における総務省所管4法人（情報通信研究機構、統計センター、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（保有資産の見直し）

1 保有資産の見直しに関する政府の方針及び当委員会における評価の具体的視点等

(1) 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）

独立行政法人が保有する資産の見直しについては、行政刷新会議による事業仕分け（第1弾）を受けて、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（以下「抜本的見直しの視点」という。）が閣議決定され、その中で、独立行政法人の組織体制及び運営の効率化を検証する際の視点として、「保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。」との視点が示された。

(2) 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成22年5月18日行政刷新会議決定）

抜本的見直しの視点の閣議決定後、行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）を受けて、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（以下「横断的見直しの方針」という。）が行政刷新会議で決定された。その中で、各府省は、独立行政法人の保有資産の抜本的見直しを行い、「当該独立行政法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う」とされ、独立行政法人の支所等として設置している東京事務所、海外事務所、研修施設等については、「当該独立行政法人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組織

の枠を超えた共用化等の措置を行う」ものとされた。さらに、これらの検証に当たって、「施設の保有や賃借は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める」ものとされている。

また、平成22年5月21日の閣僚懇談会では、内閣総理大臣から各大臣に対し、横断的見直しの方針に沿った措置を講ずるよう要請された。

(3) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）の成立

こうした独立行政法人の保有資産に関する政府方針等が打ち出される中、平成22年5月21日には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、i) 不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載の義務付けのほか、ii) 政府出資に係る不要財産についての国庫への納付又は売却収入の納付、これに伴う減資等、独立行政法人が保有する不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備された。

(4) 当委員会における評価の視点等

当委員会では、このような独立行政法人の保有資産等を巡る状況を踏まえ、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）（以下これらを合わせて「評価の視点等」という。）において、独立行政法人等の保有資産等の見直しに係る評価の視点を重点事項として位置付け、独立行政法人等による保有の必要性・規模の適切性の観点からの見直し状況に関する評価、見直しにより不要とされた資産の処分・有効活用の適切性及び必要とされた資産の管理・運用の適切性の検証状況に関する評価を行うに当たって留意すべき具体的視点等を示したところである。

(5) 当委員会における評価の視点等の決定後の動き

当委員会における評価の視点等の決定後も、以下のとおり、政府の方針において独立行政法人の保有資産等に関する取組方針等が示されている。

ア 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)

平成22年6月18日に「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(以下「新成長戦略」という。)が閣議決定され、その別表「成長戦略実行計画(工程表)」において、「独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進」を図るものとされ、独立行政法人の保有資産等の見直しに当たり、その実態把握が重要であるとの認識が示されている。

イ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「見直しの基本方針」という。)が閣議決定された。その中で、独立行政法人の保有資産等に関しては、各独立行政法人が個別に講ずべき措置のほか、「そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う」ことや、「個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う」ことなどの取組方針が示されるとともに、東京事務所、海外事務所、職員研修・宿泊施設、本部事務所、地方支所、職員宿舎等の資産ごとの見直しの方向性が示されている。

2 独立行政法人等の保有資産等に関する実態把握

当委員会では、二次評価の重点事項として位置付けた独立行政法人等の保有資産等の見直しに係る評価を的確に行うため、その保有資産等の実態を把握することが重要であるとの認識の下、平成21年度末現在で設置されている独立行政法人98法人並びに日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の計100法人を対象として、法人が所有又は借上げにより使用している i) 実物資産等及び所有する ii) 金融資産、iii) 知的財産について、以下のとおり、二次評価に必要なデータ収集を行った。

なお、このような実態把握の重要性は、新成長戦略の「成長戦略実行計画(工程

表)」においても指摘されており、「独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進」を図るものとされているところである。

(1) 実物資産等

法人が所有又は借上げにより使用している実物資産等の実態を把握するため、本年6月から8月にかけて、各府省及び各独立行政法人等の協力を得て、必要なデータ収集を行った。

具体的には、i) 土地、ii) 建物及び附属設備、iii) 構築物を中心とし、収集するデータの種類の、上記の政府方針等や評価の視点等を踏まえたものとした。

(2) 金融資産

金融資産については、特に現金預金、有価証券等に着眼して、財務諸表を基にデータの整理・分析を行った。

(3) 知的財産

知的財産については、特に特許権に着目して、本年9月に各府省及び各独立行政法人等の協力を得て、必要なデータ収集を行った。

3 実物資産等の実態に関する情報の活用及び提供

独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報については、国有財産のように、政府部内で一元的に把握している部門がなく、その全体像や実態を把握することが容易でない状況にある。そこで、今回、当委員会は、各府省及び各独立行政法人等の協力の下、各独立行政法人等が使用する実物資産等の実態把握を行うこととした。こうした実態把握に基づく詳細な情報は、当委員会が行う二次評価にとどまらず、各独立行政法人等が実物資産等を見直す上でも、貴委員会が法人の取組の適切性等を厳格に評価を行う上でも、非常に有用な基礎的情報である。

他方、平成22年5月21日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、独立行政法人が保有する不要財産の国庫納付を行う枠組みが整備され、同年12月7日には、見直しの基本方針が閣議決定され、その中で、「個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う」ものとされたところであ

る。

こうした独立行政法人通則法の一部を改正する法律の趣旨に沿った取組や独立行政法人等による不断の見直しを促し、国民の理解と信頼を得ていくためには、各独立行政法人等による見直し、処分、国庫納付等の取組状況を国民に分かりやすい形で公表するとともに、その取組を厳格に検証し適切性を明らかにするためにも、各独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報は必要不可欠である。

以上のことから、今後、各独立行政法人等が使用する実物資産等に関する詳細な情報が毎年度一定の時期に整備（データの更新等）され、独立行政法人等の評価や見直しの基本方針及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行状況のフォローアップ等に活用できるような仕組みが構築されることが期待される。

また、独立行政法人等による実物資産等の見直し、不要財産の処分、国庫納付等の取組を促し、業務運営の改善につなげていくために、こうした独立行政法人等における取組について国民に分かりやすい形で公表するための方策を検討していくことが求められる。

4 総務省所管独立行政法人の保有資産について

(1) 実物資産等

評価の視点等においては、上記項目1で触れた抜本の見直しの視点で、「保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める」ものとされた「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等を踏まえ、独立行政法人等が、所有又は借上げにより使用する実物資産等の必要性を検証するに際し、特に留意すべき視点として、i) 法人の任務遂行上の有用性、ii) 資産規模の適切性、iii) 現在地に立地する必要性、iv) 資産の利用度等、v) 経済合理性を挙げ、検証結果等を踏まえた法人の取組については、vi) 処分等の取組の適切性を挙げたところである。

総務省所管の4法人が所有又は借上げにより使用している実物資産等の利用状況等についてみると、表1の海外事務所については、複数の他の独立行政法人が事務所を設置している都市に設けたものである。

表1 複数の法人が事務所を設置する都市に設置されている海外事務所

| 法人名 | 区分 | 施設名 | 使用面積 (㎡) | 役員 配置数 (人) | 維持 経費 (千円) |
|----------|-----|----------|-------------|------------------|------------------|
| 情報通信研究機構 | 借上げ | ワシントン事務所 | 110 | 2 | 4,652 |
| 情報通信研究機構 | 借上げ | パリ事務所 | 40 | 1 | 13,200 |

(注) 1 表中の事務所等は、多くの独立行政法人が事務所を設置する5都市（ワシントン、パリ、ロンドン、北京、バンコク）に設置している事務所等であり、見直しの基本方針において指摘を受けているものである。

2 「使用面積」欄は、借上げ面積を記載した。

3 「維持経費」欄の数値は、借上料と修繕費等の諸経費との合計額を記載した。

これらの資産等については、当委員会の「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日 政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。）または見直しの基本方針において、廃止、国庫納付、共用化等、またはそれに向けた検討の必要性について個別具体の指摘がなされたところである。

このため、これら資産等について今後重要となるのは、勧告の方向性や見直しの基本方針において指摘されたこうした取組が、当該資産等を使用する法人において、適切に行われるようにしていくことである。

したがって、今後の評価に当たっては、勧告の方向性や見直しの基本方針の指摘に沿った法人の取組が適時適切に実施されているかとの観点で評価を行うとともに、具体的な指摘がなかった資産等を使用する法人を含め、全ての法人について、利用実態等が的確に把握され、その必要性や規模の適切性等についての法人による検証が適切に実施されているかとの観点から引き続き評価を行うことが必要である。

なお、これら資産等については、勧告の方向性や見直しの基本方針において、個々に廃止、国庫納付、共用化等の指摘がなされる結果となったが、こうした利用率が低調であるなど保有の必要性や現地に立地する必要性等を検証すべき状況にある資産等については、法人が上記の視点等に沿った適切な検証・取組を行っているかにとどまらず、法人が出した必要性の判断の妥当性や、当該資産等の廃止、国庫納付、共用化等といった個別具体の方向性を明らかにしていくことが必要である。

(2) 金融資産

ア 事業用運用資産の見直し及び運用・管理

総務省所管の独立行政法人のうち、個別法に基づき事業用運用資産を保有する法人は3法人（情報通信研究機構、平和祈念事業特別基金、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）である。

これらの3法人について評価結果をみると、いずれも事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの法人による見直しの適切性について評価が行われている。

また、平成22年3月改定の独立行政法人会計基準においては、独立行政法人が保有する金融商品について、金融商品に対する取組方針等を明らかにし、金融商品の状況に関する事項及び期末の時価等に関する事項の情報開示が求められているところ、いずれの法人についても、保有目的を達成するための運用方針の明確化及び運用体制の確立の観点からの評価が行われている。今後とも、適切な評価に努められたい。

イ 貸付等債権の管理

平成21年度末において、100億円を超える債権を保有する法人は、表2の通り1法人（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）である。

表2 貸付金等および貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

| 法人名 | 種類 | ① 債権残高 | | | ② 貸倒引当金 | | | ① - ② |
|-----------------|----------|------------|----------|-----------|---------|----------------|-----------------|------------|
| | | | うち貸倒懸念債権 | うち破産更生債権等 | | うち貸倒懸念債権に対するもの | うち破産更生債権等に対するもの | |
| 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | 預金者貸付 | 121,342 | - | - | - | - | - | 121,342 |
| | 保険契約者貸付 | 1,330,161 | - | - | - | - | - | 1,330,161 |
| | 公庫公団等貸付 | 407,525 | - | - | - | - | - | 407,525 |
| | 地方公共団体貸付 | 17,063,681 | - | - | - | - | - | 17,063,681 |

(注) 1 平成21年度財務諸表附属明細書をもとに、貸付金に類する勘定科目名について集計した。

2 融資等業務以外の貸付金は除く。

3 債権残高が100億円以上の債権について掲載している。

4 取引の性質上貸倒リスクのない債権を含む。

5 新規貸付を行っていないものも含む。

当該法人が保有する債権について評価結果をみると、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組に関する評価が行われている。今後とも、適切な評価に努められたい。

(3) 知的財産

総務省所管4法人について、出願・審査や権利維持に経費や人的コストがかかる特許の所有状況をみると、平成21年度末現在で10件以上所有しているものは、表3のとおり、1法人となっている。

表3 特許の所有状況等

| 法人名 | 特許所有件数 (件) | 実施 許諾率 (%) | 特許 出願数 (件) | 特許に よる収入 (千円) | 特許出願・維持費用(千円) | | |
|----------|---------------|------------------|------------------|---------------------|---------------|----------|--------|
| | | | | | 出願・ 審査 | 権利 維持 | |
| 情報通信研究機構 | 1,239 | 4.68 | 242 | 7,864 | 250,882 | 217,026 | 33,856 |

当該法人に対する評価結果についてみたところ、特許等の知的財産の保有の必要性にかかる一定の評価が行われているものとなっている。今後の評価に当たっても、知的財産を有効かつ効率的に活用する観点から、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うこととなった場合の取組状況や進捗状況等について明らかにさせた上で、その適切性について評価を行われたい。

(内部統制の充実・強化)

独立行政法人の内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が、平成22年3月に「独立行政法人における内部統制と評価について」(以下「研究会報告書」という。)を取りまとめ、公表した。研究会報告書では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義しているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

当委員会では、内部統制に係る評価の視点等について、研究会報告書を参考に決定

した。研究会報告書の公表時期が平成 21 年度末であったことを考慮し、評価の視点等においては、内部統制の充実・強化に最も重要な役割を果たすと考えられる法人の長のマネジメント^{※1}と監事監査に係る評価について特に留意することとした。

独立行政法人の事務・事業については、行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）や勧告の方向性等において、その非効率な業務運営等が指摘されており、今後、見直しの基本方針に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しの検討が予定されている。

独立行政法人等が国民に対し、効率的で質の高いサービス等を提供し、国民からの信頼を確保するためには、これらの事業、制度面における改革が重要である。また、同時に独立行政法人等自らが積極的にマネジメント改革に取り組むことが更に重要である。このようなマネジメント改革のための手段として内部統制は重要な役割を果たすことから、独立行政法人等は更なる内部統制の充実・強化に取り組む必要がある。

※1 マネジメントとは、組織の目的達成のために組織を動かす力という意味で使用している。なお、独立行政法人等の長のマネジメントと民間企業の経営者のマネジメントの範囲等は異なる。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 当委員会の二次評価に当たっての視点等

上記のとおり、独立行政法人の内部統制について、研究会報告書では、「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義している。独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）においても、法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理し（通則法第 19 条第 1 項）、また、法人の役員は、法人の長が任命する（通則法第 20 条第 3 項）とされているなど法人の長に権限を集中させている。

内部統制の充実・強化を図る上では、法人を代表し、その業務を総理する立場にある法人の長の果たす役割が特に重要である。このため、評価の視点等においても法人の長のマネジメントに係る 4 つの事項（①リーダーシップを発揮できる環境整備、②法人のミッションの役職員への周知徹底、③組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等、④内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）について、各府省の独立行政法人評価委員会等（以下「各府省評価委員会」という。）において評価が行われているかどうか特に留意することとした。

また、内部統制の充実・強化は、継続的に取り組むべきものであることから、内部統制の基本的要素^{※2}であるモニタリング^{※3}の果たす役割が重要である。このため、評価の視点等においても法人の長から独立した立場から、独立行政法人の業務を監査する役割を担っている監事（通則法第 19 条第 4 項）の活動に関し、上記の法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施状況及び監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告状況について各府省評価委員会において評価が行われているかどうか特に留意することとした。

※2 内部統制の基本的要素とは、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応の6つの要素のことである。

※3 モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスのことである。

(2) 各府省評価委員会の評価の結果における言及状況

各府省評価委員会の平成 21 年度業務実績評価の結果についてみると、別紙 2 のとおり、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省の 9 府省の独立行政法人評価委員会では、9 府省が所管する半数以上の法人の評価の結果において、評価の視点等で示した内部統制に係る事項（以下「内部統制事項」という。）全てについて言及していた。このうち、厚生労働省独立行政法人評価委員会では、内部統制の基本的要素別に法人の実績を別紙に整理した上で評価の結果において言及しており、そのいずれも当委員会に提出しているほか、国土交通省独立行政法人評価委員会では、内部統制事項別に法人の実績及びその実績に基づく同委員会としての見解を評価の結果の別紙に記載し当委員会に提出している。

また、内部統制事項別でみると、法人の長のマネジメントでは「リーダーシップを発揮できる環境整備」が約 96 パーセントと最も高くなっている。これは当委員会が従前からトップマネジメントに関する評価について指摘をしていたことによるものと考えられる。一方、監事監査が適切に実施されていることについては、評価の結果で言及されているものの、「法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施」について言及されているものは約 76 パーセントと最も低かった。

(3) 評価結果における言及状況

貴委員会の評価では、内部統制事項を踏まえた法人の取組状況を業務実績報告書等に記載させた上で、その取組に対する貴委員会の見解を評価結果で明らかにしており、表4のとおり、全ての内部統制事項について総務省が所管する半数以上の法人に対する評価結果において言及されている。

表4 評価結果における内部統制事項の言及状況（総務省所管4法人）

| 区 分 | | 評価結果における言及 |
|-------------|--------------------------------|------------|
| 法人の長のマネジメント | ① リーダーシップを発揮できる環境整備 | ◎ |
| | ② 法人のミッションの役職員への周知徹底 | △ |
| | ③ 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等 | ◎ |
| | ④ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成 | ◎ |
| 監事監査 | ① 法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施 | △ |
| | ② 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告 | △ |

(注) 1 「評価結果における言及」とは、当委員会に通知された評価結果において言及されているか否かを判断・整理したものである。

2 「評価結果における言及」欄の凡例

◎：全ての法人で言及されている。

○：大半の法人で言及されている。（90%以上）

△：半数以上の法人で言及されている。（50%以上90%未満）

▲：半数以下の法人で言及されている。（50%未満）

●：全ての法人で言及されていない。

しかしながら、評価結果の中には、例えば、「内部統制に対する適切な取り組みは、業務運営上必要不可欠である」等、内部統制の取組（体制の整備等）をもつての評価にとどまっており、法人の取組が実際に機能しているかどうかの検証を十分に行った上での評価とはなっていないと考えられるものがみられた。このような例は、他府省の独立行政法人評価委員会においてもみられ、これは、独立行政法人の内部統制に関する考え方が平成21年度末に明らかにされたこともあって、各府省評価委員会に十分浸透していないことも一因であると考えられる。なお、評価結果において言及されていない内部統制事項については、貴委員会の見解を明らかにするためにも今後の評価において言及すべきである。

2 内部統制の充実・強化に向けた今後の評価における取組

当委員会では、内部統制の充実・強化を図るために示した内部統制事項の意義・

目的と評価に際して留意すべきことについて、以下のとおり取りまとめた。

(1) 法人の長のマネジメント

ア リーダーシップを発揮できる環境整備

法人の長がリーダーシップを発揮できる環境とは、組織が一体となってミッションの達成に取り組むような組織風土（組織が有する価値観、組織文化、民間企業でいう社風など）であり、かつ、内部統制の基本的要素を有効に機能させるための基盤が整備された環境のことである。

法人の長は、リーダーシップを発揮し、役職員にミッションの重要性と自らの役割を認識させた上で、具体的で高い水準の目標・計画を効果的かつ効率的に達成することを阻害する要因について組織として共有し、法人全体として対応していくための基盤を整備することが求められている。

法人の長が自らリーダーシップを発揮できる環境を整備するための取組を行うことは重要であり、評価に際しては、このような環境が整備され、実質的に機能しているかどうかにも留意^{※4}する必要がある。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、「役員等で構成される会議が適時開催され、機構の重要な方針等について審議されているが、各会議の機能・役割分担が必ずしも明確ではないことから、更なる環境整備の努力が必要である」などの課題に言及しているものもみられた（別紙3参照）。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、リーダーシップを発揮できる環境の一層の整備等に向けた課題等についても評価の結果において明らかにすることを期待する。

※4 着眼点としては、複数の部局がある法人における総合調整機能、資源の戦略的配分とその効果、職員との円滑な意思疎通（意見交換、情報共有）など。

イ 法人のミッションの役職員への周知徹底

役職員について、研究会報告書では、「法人のミッションを果たすことに向けて、自らの職務の位置付け及びその重要性を認識するとともに、各種の目標・計画策定、統制活動等に積極的に関与することが求められる」としている。

法人の長が全ての役職員に対し、様々な機会を通じてミッションを啓発することは重要であるが、より深く役職員に浸透させる取組^{※5}が更に重要であり、

評価に際しては、法人の長のマネジメントの一つとしてミッションの役職員への周知徹底についての取組に留意する必要がある。

各府省評価委員会の評価の結果をみると、法人の業務実績報告書等に記載されている、各種会議、法人機関紙、イントラネット等の方法によりミッションを周知徹底する取組について、「周知徹底が行われている」と評価を行っているものが多くみられた。

一方で、運営方針に対する職員アンケートを行い、そのフォローアップを行うことなどによって職員に浸透させる取組を積極的に行っている法人も見られた（別紙4参照）。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、ミッションを役職員により深く浸透させるための取組にも留意した評価が行われることを期待する。

※5 法人の長が職員との意見交換の場を設け相互の意思の疎通を図る取組、法人が抱えるリスク等の洗い出しを全職員が参加して行う取組など。

ウ 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

内部統制は、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすこと等を目的として、リスクを洗い出し、組織が一丸となってそれに対応する仕組みである。

組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等とは、リスクの識別^{※6}、リスクの評価^{※7}、対応すべきリスクの選定^{※8}、リスク対応計画の策定^{※9}のことであり、法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、リスクの把握・対応等に取り組んでいくことが重要であり、評価に際しては、法人の長が法人の規模や業種等の特性に応じた取組を行っているかどうか留意する必要がある。

また、各府省評価委員会の評価の結果の中には、「リスクの優先順位付けや対応計画は策定されておらず、今後改善の余地がある」など対応すべき課題にまで言及しているものもみられた（別紙3参照）。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、評価の結果において対応すべき課題まで明らかにすることを期待する。

※6 リスクの識別とは、ミッション遂行の障害となるものをリスクと位置付け、それらを網羅的に洗い出すことである。

※7 リスクの評価とは、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、それらを勘案して重要度の高いリスクを把握することである。

※8 対応すべきリスクの選定とは、リスク評価を踏まえ、対応すべきリスク、対応し過ぎているリスクの洗い出しを行うことである。

※9 リスク対応計画の策定とは、対応すべきリスクの選定を踏まえ、リスク対応のための計画を作成する。その際、職員・部署が行うべき対応、その時期、及び進捗の管理に資する尺度、必要となる予算等を明確にすることである。

エ 内部統制の現状把握・課題対応計画の作成

内部統制の充実・強化のためには、法人の長が監事監査及び内部監査等のモニタリング結果や役員会等の会議の場などを通じて、内部統制の現状を的確に把握し、内部統制の充実・強化を図るべき事項がないかを検証の上、必要な措置を講じていくことが重要である。

内部統制の現状把握については、多くの法人において、役員会などの各種会議を通じて把握し、必要に応じ、改善策を講じている旨を業務実績報告書等に記載している。これを受けた評価の結果においては、「役員会等で課題把握等を行っており適切である」等に言及するにとどまり、法人が現状把握した結果において内部統制の充実・強化を図るべき点がないかを十分に検証しているかどうかの視点が不足していると考えられるものがみられた。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、内部統制の現状把握や改善点の把握について具体的に評価を行っているものもみられた（別紙3参照）。

また、法人の中には、現状を把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成しているものもみられた（別紙4参照）。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているかにも留意した評価が行われることを期待する。

(2) 監事監査

監事は、独立行政法人の業務を監査するとされており（通則法第19条第4項）、研究会報告書において、「監事は、法人の長とは独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有する」とされている。

また、監事は、監査の過程において検出した法人の業務運営上改善すべき事項を法人の長に報告することにより、今後の法人のマネジメントの向上に資するよう、PDCAサイクルを補完する役割が期待されている。

内部統制の充実・強化を図る上で、監事監査は重要な役割を果たすものであり、各府省評価委員会による評価においても、監事の活動に留意する必要がある。

ア 法人の長のマネジメントに留意した監事監査

監事は、法人の長が内部統制を適切に整備・運用しているかどうかをモニタリングすべく、上記2(1)で掲げた各取組を適切に実施しているかどうかに留意した監査を行うことが重要である。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、業務実績報告書等において、監事が役員会等に出席するなどして法人の長のマネジメントに留意している旨の記載があることをもって「法人の長のマネジメントに留意している」と言及しているものが多くみられた。こうした中で、評価の結果において、「今後は、内部統制体制について、監事の役割の明確化を図るとともに、手法・体制の検討が必要となる」、「内部監査との役割分担、適切な連携が必ずしも十分ではない」などの監事監査の課題にまで踏み込んだ指摘を行っているものもみられた（別紙3参照）。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、内部統制の一層の充実・強化を図るため、監事監査の課題まで踏み込んだ評価が行われることを期待する。

イ 監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる（通則法第19条第5項）、また、各法人の監事監査規程等において監事監査報告書の法人の長への提出が規定されている。

各法人の業務実績報告書等をみると、おおむね監事監査で把握した改善点等がある場合は、役員会等の場などを通じて法人の長に報告が行われており、各府省評価委員会の評価の結果においてもこのような取組について言及しているものがみられた。

各府省評価委員会の評価の結果の中には、監事監査で把握した改善点等の法

人の長等への報告状況にとどまらず、「前年度に行った監査の所見に対するフォローアップ（対処案等の確認）も翌年度の理事会議などの重要な会議にて周知するとともに、監査対象部署にも改善策等を求め実効性のある対処を確保した」などと改善事項に対するその後の対応状況にまで言及しているものもみられた。

当委員会としては、今後の評価に当たっては、このような取組も参考にしつつ、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告のみならず、その対応状況まで評価が行われることを期待する。

3 当委員会の今後の取組

当委員会の二次評価においては、研究会報告書が平成 22 年 3 月に取りまとめられたことなども考慮し、今後の評価に向けた視点等の提起を中心にしている。

独立行政法人等の内部統制の充実・強化の議論は、旧独立行政法人緑資源機構における官製談合事件を契機に高まり、その後、各法人におけるコンプライアンス体制の整備等（規程整備、委員会の設置、研修の実施など）が進められる中で、研究会報告書が取りまとめられた。その後、行政刷新会議による独立行政法人の非効率な業務運営への指摘や一部法人の元職員が収賄事件により逮捕されるなど独立行政法人等に対する国民の目は依然として厳しいものがある。

当委員会としては、繰り返される法人の業務運営の問題、不祥事に対応するためには、組織風土を含むマネジメント改革に法人が自ら取り組むことが喫緊の課題であると認識し、次年度以降も内部統制の充実・強化を評価の重点事項として取り組み、各法人の取組について、各府省評価委員会の評価が適切に行われているか、厳格な評価を行うので、評価に際しては、法人の内部統制の現状を的確に把握した上で、内部統制の充実・強化を促進するための取組が適切か、課題がないか等について、各府省評価委員会としての見解を評価の結果で明らかにする必要がある。

当委員会の意見を踏まえて、今後、各府省評価委員会において、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【情報通信研究機構】

- ・ 新世代ネットワーク技術領域の研究開発業務については、行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）における「事業規模の縮減・ガバナンスの強化」との評価の結果を受け、平成23年度概算要求額の算定において、委託研究課題の精査等を行った。

評価結果では、例えば、「最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築」について、「実施計画に則り、年度計画の目標またはそれ以上を達成し、世界的に見ても高い研究成果をあげており、効率的に研究開発を進めている」など、中期目標の達成状況の観点から評価を行い、全ての項目について「AA」や「A」などとなっているが、事業仕分けについて特段の言及はない。

今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。

- ・ 民間基盤技術研究促進業務については、行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）における「事業の廃止」との評価の結果を受け、平成22年度以降の新規採択を行わないこととされた。

評価結果では、「産・官・学の有機的な連携による研究開発促進や民間における基盤技術研究支援は必要性が大いに認められる」など、中期目標の達成状況の観点から評価が行われているが、事業仕分けについて特段の言及はない。

今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。

- ・ 情報通信ベンチャーへの出資業務については、行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）における「事業の廃止」との結果を受け、新規出資の廃止が決定された。

評価結果では、「情報通信ベンチャーの創業支援のための支援・推進業務は、情報通信分野の産業育成・競争力の強化と共に、国民全体が利便性の高い通信・放送サービスを楽しむことができる社会を実現するために必要である」など、中期目標の達成状況の観点から評価が行われているが、事業仕分けについて特段の言及はない。

今後の評価に当たっては、事業仕分け等の評価の結果にも言及した評価を行うべきである。

【統計センター】

- ・ 本法人では、「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」（平成 19 年 10 月 29 日独立行政法人統計センター策定。以下「最適化計画」という。）に基づき、業務・システムの最適化を図っており、現行中期目標期間中の最終年度（平成 23 年度）には、効果比較年度の 18 年度と比較して年間約 3.9 億円のコスト削減を見込んでいるところである。

貴委員会においては、「業務・システムの最適化に関する事項」について、21 年度には、最適化計画で定められた当該年度の経費削減目標（約 2.4 億円）を上回る経費削減効果（約 3.0 億円）があったこと等を理由として、評定を AA 評定（目標を大幅に上回って達成）としている。しかしながら、当委員会では、業務・システムの最適化は、最適化計画の完了後に計画どおりの最適化が図られたか否かが重要であり、計画途中段階の年度において最上級の評定を付することには慎重であるべきだと認識している。

今後の評価に当たっては、当委員会の認識も参考としつつ、厳格な評価を行うことを期待する。

【平和祈念事業特別基金】

- ・ 本法人では、中期目標で定めた「保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する」ことについて、平成 21 年度計画では、「展示資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。」としており、これに基づき、21 年度にインターネット資料館を構築、公開しているところである。

これについて、貴委員会では、「直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の 29 本の動画を編集できていることは大きな成果である」などとして、評定を AA 評定（目標を大幅に上回って達成）との評価を行っている。

しかしながら、本成果が中期目標や年度計画に対して、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせ

た上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである。

各府省評価委員会の「評価結果」における内部統制事項の言及状況

| 評価委員会 | 法人の長のマネジメント | | | | 監事監査 | |
|------------|-------------|---------------|--------------|-------------|---------------|------------|
| | ① リーダーシップ | ② ミッションの周知・徹底 | ③ リスクの把握・対応等 | ④ 内部統制の現状把握 | ① 法人の長のマネジメント | ② 改善点報告 |
| 内閣府 (4) | ◎ | △ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 総務省 (4) | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | △ |
| 外務省 (2) | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | △ |
| 財務省 (7) | △ | ▲ | △ | △ | ▲ | ▲ |
| 文部科学省 (24) | ◎ | ○ | ○ | ◎ | △ | ◎ |
| 厚生労働省 (14) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | △ | ◎ |
| 農林水産省 (13) | ○ | △ | ○ | △ | △ | △ |
| 経済産業省 (11) | ◎ | △ | ○ | △ | △ | △ |
| 国土交通省 (20) | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 環境省 (2) | △ | ● | △ | △ | △ | △ |
| 防衛省 (1) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 法務省 (1) | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 計 (103) | 99 (96.1%) | 84 (81.6%) | 94 (91.3%) | 93 (90.3%) | 78 (75.7%) | 88 (85.4%) |

(注) 1 「評価委員会」欄の () は、各府省が所管する法人数である。

なお、財務省は共管3法人、文部科学省は日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を含む。法務省は日本司法支援センターである。

2 評価結果における内部統制事項の言及状況は、当委員会に通知された評価結果において言及されているか否かにより判断・整理した。

なお、法務省については、内部統制事項別に法人の実績を取りまとめ、評価委員会で法人による説明や委員による質疑応答という方法で評価が行われているが、評価委員会の見解が評価結果で明らかにされていないと判断・整理した結果である。

3 記号の意味

◎：全ての法人で言及されている。

○：大半の法人で言及されている。(90%以上)

△：半数以上の法人で言及されている。(50%以上 90%未満)

▲：半数以下の法人で言及されている。(50%未満)

●：全ての法人で言及されていない。

4 「計」欄は、各内部統制事項に言及されている法人数である。なお、() 内の数値は、各内部統制事項に言及されている法人の割合である。

独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における取組

1 法人長のマネジメントに関する評価

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|----------------|--|
| 内閣府独立行政法人評価委員会 | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】</p> <p>・理事長は、主任研究員のリクルート等、大学院大学の開学に向けた国際的な活動の展開に努力している。しかし、平成 21 年度に顕在化した予算超過問題においては、法人の長として組織管理全般にわたる責任を負う立場にありながら、適切な管理運営体制を構築できていなかった。</p> <p>(略)</p> <p>・問題が顕在化した後、機構が講じた管理運営に係る改善策については、一定の評価をすることができる。今後は、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担と協働体制を明確にする等、これらの改善策を着実に実施するとともに、平成 24 年度の開学に向け、適切な管理体制が構築されるよう更なる取組の強化を求めたい。</p> |
| 外務省独立行政法人評価委員会 | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【国際交流基金】</p> <p>・基金のコンプライアンス体制に「業務実施監理委員会」があり、業務の意思決定手続に際し重大な問題が生じたときに、再発防止のための必要な措置を検討することが目的とされている。同委員会は平成 17 年の設置以降、審議を行ったことはないが、本来かかる委員会は、問題の発生を未然に防ぐために機能すべきであり、前述の契約監視委員会の機能ともあわせて勘案し、同委員会のあり方については再検討が必要と思われる。</p> |

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|------------------|--|
| 文部科学省独立行政法人評価委員会 | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【物質・材料研究機構】</p> <p>・理事長のリーダーシップという点では、理事長が率先して対外的業務に取り組んでトップビジネスの成果を上げつつあり、外部からあるいは社会からの理事長の見える化にも取り組んでいる。しかし、<u>マネジメントやハラスメント対策や業務倫理観の醸成は実行することが基本であり、方針や仕組み等は整備されているが、実行面では不十分な点がある。また、発生したリスクに対して、職員が一丸となった迅速な対応を可能とするような危機感の醸成が出来ていない。</u></p> <p><u>従って、内部統制については、実践面における組織的対応については改善すべき点があると評価される。</u></p> <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【日本学生支援機構】</p> <p>・役員で構成される会議、役員及び各部の部長で構成される会議が適時開催され、機構の重要な方針及び施策について審議されているが、<u>各会議の機能・役割分担が必ずしも明確ではないことから、更なる環境整備の努力が必要である。</u></p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等)</p> <p>【海洋研究開発機構】</p> <p>・体制や組織は整備されているが、<u>今後は、組織を効果的に運用するための責任権限のあり方や、機構固有のリスクへの対応方法などの具体的な実施方法について、更なる作り込みを行う必要がある。</u></p> |

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|-------------------------|--|
| | <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <p>【日本私立学校振興・共済事業団】</p> <p>・法人としてのリスクの把握は、中期計画・実績評価部会において把握しているとのことだが、<u>リスクの優先順位付けや対応計画は策定されておらず、今後改善の余地があるもの</u>と考える。</p> |
| <p>農林水産省独立行政法人評価委員会</p> | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【森林総合研究所】</p> <p>・内部統制について、研究所のミッションを遂行するために、役職員に対してミッションを周知徹底するとともに、理事長がリーダーシップを発揮するための各種会議や職員との双方向コミュニケーションの確保などのシステム整備や、リスク管理を行うためのコンプライアンス委員会、契約監視委員会等の体制整備に取り組んでいる。また、監事監査において、監査による指摘・改善勧告等の対処方針について、イントラネットや連絡調整会議等を通じて全役職員への周知等を行っている。しかしながら、平成20年度の財務諸表附属明細書においては誤謬が発生した。これは、財務報告等の信頼性に関わるものであり、<u>組織内部のチェック体制が十分ではないと考えられる。このため、チェック体制の改善を図り再発防止を徹底するとともに、内部統制のシステムおよびその運用について再点検を行い、法人の内部統制の強化を図られたい。</u></p> |
| <p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p> | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【製品評価技術基盤機構】</p> <p>・今後の課題は、<u>その実効を上げるため、個別業務の執行現場にまでコスト意識を浸透させることが重要である。また、全員参加型の5S活動等により、職員が将来への希望と誇りを持って、自主的に業務改善に取り組むような生き生きとした組織風土の醸成が今後の課題である。</u></p> |

2 監事監査に関する評価

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|------------------------------------|--|
| 財務省独立行政法人評価委員会 国土交通省独立行政法人評価委員会 | <p>【住宅金融支援機構】</p> <p>・ <u>内部統制に係る監事監査については、理事長のマネジメントに直接着目した監査は行われてはいないものの、経営層全般の意思決定の「経営判断原則」に照らした妥当性等について監査が実施され、(中略) 今後の内部統制に係る監事監査に当たっては、理事長のマネジメントの観点に留意して行うべきである。</u></p> |
| 文部科学省独立行政法人評価委員会 | <p>【物質・材料研究機構】</p> <p>・ 監事監査については、内部統制・ガバナンスの状況に注意深く対応するため、<u>経常監査は理事会・役員会等に関わる活動に重点を置き、理事長、理事のマネジメントが注視されている。また、監査結果は、理事長・役員に報告されている。今後は、内部統制体制について、監事の役割の明確化を図るとともに、手法・体制の検討が必要となる。</u></p> <p>【放射線医学総合研究所】</p> <p>・ 監事監査については、<u>監事監査規程及び年度計画に基づく定期監査の実施(平成21年度5回)及び把握した改善点の理事長等への報告がその都度行われており、適切かつ効果的な監査が行われていると判断する。また、法人は、監事監査結果とそれに対する研究所の考え方及び対応をホームページ上で公開しており、業務の改善・透明性の確保に努めている。一方で監事監査において、「以前発生した研究費の不適切使用に関する問題を契機として「業務改善委員会」や「倫理コンプライアンス統括室」を立ち上げるなどのシステムの骨組みがあるが、日常業務の中で制度化や具体的な統制活動の形でのあり方へと広げる必要がある。」と指摘されているが、この対応については、内部統制の考え方の職員への浸透など時間をかけて行うべきであるの</u></p> |

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|-------------------------|--|
| | <p>で今後実現していくことが望まれる。</p> <p>【科学技術振興機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監事監査」については、以下のような取組が評価できる。 監事監査の結果や監査所見について理事長へ報告することが監査規程により定められている。(中略) 監事は、理事会議などの重要な会議へ出席し意見を述べることを確保されており、監査報告以外の場でも、監事が把握した改善点等について理事長や関係役員等に対して報告や指摘ができることとなった。<u>前年度に行った監査の所見に対するフォローアップ(対処案等の確認)も翌年度の理事会議などの重要な会議にて周知するとともに、監査対象部署にも改善策等を求め実効性のある対処を確保した。</u> <p>【今後の課題、改善すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人における内部統制と評価について(「独立行政法人における内部統制と評価に関する検討会」報告書)を参考にしつつ、研究開発機関の特性に留意しながら、引き続き、理事長のマネジメントや監事監査等の内部統制を確実にしていく必要がある。 <p>【日本学生支援機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事結果報告書については、理事長等に提出し改善を求めるとともに、理事長等が出席する会議においても報告がなされているが、<u>内部監査との役割分担、適切な連携が必ずしも十分ではない。</u> |
| <p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p> | <p>【中小企業基盤整備機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査で把握した改善点等については、監事監査報告として取りまとめ、理事長等との意見交換、役員会の場における説 |

| 評価委員会名 | 評価結果の概要 |
|-------------------------|---|
| | <p>明を経た上で、監事から理事長に通知。<u>その後、理事長から監事に対して監事監査報告書で改善等を求めた事項に関する対応措置が報告提出</u>され、PDCAサイクルを確立していることを評価。</p> |
| <p>国土交通省独立行政法人評価委員会</p> | <p>【電子航法研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の更なる健全性を目指す上で必要がある場合には、監事より提案事項が示されており、監事の提案に対しては、<u>期日を決めて理事長より監事に対応等の検討結果を報告しており適切である。</u> |

独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における取組

1 法人長のマネジメントに関する取組

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-------|--|
| 外務省 | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【国際交流基金】</p> <p>・理事長のリーダーシップにより、効果的かつ効率的に事業を展開する組織と事業のあり方の再検討を組織全体にとっての中心的な課題として設定し、この課題を時限的に集中検討する特別チームを総務部内に設け、<u>法人のミッションとプログラム目的の関連づけの整理、成果と経費効率性の面からのプログラム展開の妥当性の確認等の作業を行っている。</u></p> |
| 文部科学省 | <p>(ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【物質・材料研究機構】</p> <p>・毎事業年度開始時点で、機構の運営方針を全職員に示すとともに、年始（1月）・年度初め（4月）・半期（10月）に全職員を対象にした理事長による定期講話の実施、毎回の幹事会概要を作成して全職員に一斉メール配信を行うなどにより、機構の運営方針の周知徹底を図っています。<u>最近の職員との対話事例としては、平成22年2月に次期構想に関する構内説明会を理事長が主催し、職員との意見交換を行いました。</u>また、<u>より風通しの良い職場環境作りを目指し、理事長が普段直接対話する機会が少ない職員（例：若手職員、女性職員、任期制職員等）と直接懇談する会合を平成22年度中に2回程度開催する予定です。</u></p> <p>(ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【理化学研究所】</p> <p>・平成15年10月の就任時に理研の進むべき方向を示した5項目の「野依イニシアティブ」を発表し、中期計画・年度計画では、中期計画を進</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|--|
| | <p>めるための3本の柱を所内外に明らかにしている。さらに、理事会、所長センター長会議、研究戦略会議、科学者会議等マネジメントの中核を成す会議の場で、理事長が自ら考えを語り、方向性を示すことにより強力なリーダーシップを示している。特に、<u>研究部門、事務部門の部長以上の職員が一堂に会した理事長主催の理研研究政策リトリートを開催し、理事長の経営方針等について二日間に亘り議論した。このような会議等を通じて、理事長の方針を周知徹底するとともに、ミッション達成を阻害する課題を的確に把握し、問題解決に努めている。</u></p> <p>(ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【日本学生支援機構】</p> <p>・平成21年度においては、第2期中期計画の着実な達成に向け、一層の業務改善を図るため、各職場において職員全員が積極的に話し合い、改善案を策定、実施することにより、働きがいのある明るい職場づくりを進めるために、全職員から機構の事業に対する標語を公募し、「考える職場、笑顔のサービス」、「All for Students」を採用するなど、<u>職員自身が法人のミッションを自発的に考える機会を提供するよう取り組んだ。</u>さらに、「JASSO トップと語る」と題して、<u>理事長と若手職員が対談する機会を設け、「JASSOの将来について」等をテーマとした対話の中で、機構のミッションを達成するための意識共有を図った。</u>この対談の様子は、社内報「JASSO SEASON」に掲載し、機構内のネットワーク掲示板において周知された。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <p>【宇宙航空研究開発機構】</p> <p>・平成20年度に、それまで個別整備されていた体制を内部統制の必須構成要素(1. 統制環境、2. リスクの評価、3. 統制活動、4. 情報と伝達、5. モニタリング)の視点から体系的に整理した。</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|---|
| | <p>従前からプロジェクト管理の中でリスク管理に取り組んでいたが、それに加えて、一般業務について、法令順守や法人倫理確立の観点から JAXA の事業を阻害する重要リスク 11 項目（雇用・人材育成、職場安全・職場衛生管理、コンプライアンス、労務管理、メンタルヘルス、情報セキュリティなど）を選定し、平成 21 年度から、組織目標等の進捗管理体制を用いたリスク縮減活動（統制活動）を開始した。<u>重要リスクとそれぞれのリスク縮減活動を盛り込んだリスク管理表を制定し、担当部における日常的な進捗管理のほか、理事長によるリスク縮減活動の達成状況評価を実施した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の法令違反等の行為に対する牽制、通報によってリスク顕在化を事前防止すること、又はリスクが顕在化した際にその影響を最小限にすることを目的とし、内部通報制度、コンプライアンス・ホットライン等の仕組みを維持するとともに、これらの制度がより一層理解され活用されるよう職員に周知し、これらの制度の利用があった場合に原則として 1 か月以内に解決を図る。 <p>リスク縮減活動では、職員に対する機構内の各制度（情報セキュリティ規程、情報システムセキュリティ規程等）の周知活動も行っており、リスクが顕在化した際にも、制度に則った措置がとられ、JAXA に大きな影響を及ぼすような事象は、発生しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成 22 年度のリスク縮減活動へ反映させるべく、一般業務における重要リスクの再評価を実施し、PDCA サイクルを意識した活動の定着化へ取り組んだ。</u> <p><u>各所属長に対して、リスクの事業への影響、顕在化の可能性を評価するアンケート方式の調査を実施 → 重要リスクと評価されたものに対して、平成 22 年度リスク縮減活動を実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制強化のため、リスク縮減活動目標を設定し、リスク縮減活動を展開した。 <p>また、複数の方法により国民の意見を聞くための機会を設け、関係部</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-------|---|
| | <p>との情報共有を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題として、重要リスクの抽出、評価の精度を高める取り組み及び国民から提案された意見を業務運営に適正に反映させる仕組みの構築について検討が必要。 |
| 厚生労働省 | <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【労働者健康福祉機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づき、理事長自らが、機構を取り巻く情勢、基本的課題、取り組むべき事項及び方向性を明確にするとともに、これを踏まえ、「運営方針」を策定し、全職員に配布している。また、「<u>運営方針</u>」は、後日、職員アンケートを行い、各職員の浸透度をフォローアップしている。 ・「<u>運営方針</u>」を踏まえ、当該年度に達成すべき目標、達成するための行動計画（アクション・プラン）及び達成状況を把握するための評価指標に、「利用者の視点」、「質の向上の視点」、「財務の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点を加えたBSC（バランス・スコアカード）を作成し、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを実施している。 ・BSCは、「事業毎」、「施設毎」、「部門毎」に、関係する職員全員が一丸となって作成に参画することとしている。 ・「事業毎」、「施設毎」、「部門毎」のBSCは、互いに有機的に結合するよう調整を図り、5つの視点による「戦略マップ」を作成し、すべての職員に配布・説明するなどの周知徹底を図り、意識付けを行うとともに、職員全員が自らの課題として把握し、目標達成に向けた取組を行うことのできる環境を構築している。 <p>(法人の長のリーダーシップ) (ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【労働安全衛生総合研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、<u>風通しの良い組織風土をつくる</u>ことが大事と考え、着任早々、全研究職員を対象に個別面談を行い、研究所を取りまく環境の変 |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|--|
| | <p>化と今後の研究所の運営のあり方（論文・学会発表重視を改め、研究成果の行政施策への反映の重点化etc.）について説明するとともに、率直な意見交換を通じて、信頼関係の構築に努めた。また、従来、指示・伝達の傾向が強かった諸会議の運営の在り方を改め、「会議は、出席者が自由闊達に議論する場」としての考え方を徹底し、<u>ボトムアップ型の要素を取り入れた法人運営に努めた。</u></p> <p>(法人の長のリーダーシップ) (ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【高齢・障害者雇用支援機構】</p> <p>①統制環境</p> <p><u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の使命は、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して意欲を持って働ける社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進のために、高齢者の雇用に関する相談・援助、障害者の職業リハビリテーションをはじめ、高齢者、障害者及び事業主等の利用者の立場に立った懇切かつ効果的なサービスを実施することである。</u></p> <p>理事長は、①障害者、高齢者、事業主といった利用者の立場に立ったサービスを提供すること、②機構の中期計画の目標、課題を職員皆が正確に理解、認識し、その実現に向けてそれぞれの職務において的確、積極的に取り組むこと、③リアルタイムでの事業の進捗状況の管理に努めPDC Aサイクルにより効果的な業務運営を実現すること、④すべての部署において無駄の削減、業務のより効率的な運営に積極的に取り組むことの四点を重点事項として定め、役職員が一丸となって業務の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>また、当機構の事業の対象は一人ひとり人格と個性を有している高齢者、障害者及び事業主であり、当機構の使命を達成するためには、こうした利用者との全面的な信頼関係を築くことが必要であり、役職員すべてがコンプライアンスの徹底に取り組むことが求められる。そこで、統</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|---|
| | <p>制環境の確保に向け、具体的に次の取組を実施した。</p> <p>1 運営上の方針及び戦略の周知徹底</p> <p>(1) <u>理事長から、部長会議、施設長会議、年初及び年度初めの社内報（メルマガ）等あらゆる場を活用して、使命の浸透、利用者本位のサービス提供の徹底を図るとともに、全国の施設に理事長が直接出向いて意見交換、指導を実施している。</u></p> <p>(2) 重要課題については、個々のテーマごとに具体的取組内容、進捗状況、今後の見通し等について理事長による各部署からのヒアリングを夏期に実施し（サマーレビュー）、目標達成に向けての意識の向上と効果的な業務の推進の徹底を図っている。</p> <p>(3) <u>理事長の方針を職員と共有するため、本部の中堅クラス（係長級）との意見交換会を実施している。</u></p> <p>(4) 理事長以外の幹部の業務に対する方針や熱意も社内報（メルマガ）を通じて職員に伝えることにより、本部・施設全体の意思疎通を図っている。</p> <p>（法人の長のリーダーシップ）（ミッションの役職員への周知徹底）</p> <p>【福祉医療機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年10月に機構の<u>経営理念「民間活動応援宣言」</u>を策定し、「国の政策効果が最大になるよう、地域と福祉の医療の向上を目指して、お客様の目線にたってお客様満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にした。 ・理事長から役職員に対して、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという使命を果たすために、主体的に業務に邁進するよう周知徹底されている。 ・経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成21年4月から理事長を本部長とする「民間活動応援本部」を立ち上げ、組織全体で対 |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|---|
| | <p>応する仕組みを構築し、役職員の士気の向上を図っている。毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べ、同時に、この所感をイントラネットを通じて他の職員に対して発信することで、組織内での問題意識の共有化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度に現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施（平成 21 年度には中堅・若手職員を対象に実施）している。 <p>こうした機会を通じて、理事長の人柄・理念が職員に伝えられるとともに、組織の一体感が醸成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネット内の掲示板及び執務内の各所に経営理念を掲示するとともに、<u>役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に経営理念を印刷しており、日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。</u> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等)</p> <p>【福祉医療機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスクの識別・評価・対応 ・リスク・危機管理基本方針の策定 <p><u>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めた「リスク・危機管理基本方針」を平成 21 年 10 月に策定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理委員会の設置とリスク対応計画の策定 <p><u>「リスク・危機管理基本方針」の方針に基づき、平成 21 年 10 月に「リスク管理委員会」を設置するとともに、業務上のリスクを抽出・把握した上で予防措置を講ずる「リスク対応計画」を 22 年 3 月に策定している。</u></p> <p>危機が発生した場合は「危機管理対策本部」を設置できるよう規程等の整備を行っている。</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|--|
| | <p><u>リスク対応計画については、各事業において想定するリスクを抽出し、業務に与える影響度や発生可能性等により評価を行い、優先順位の高いリスクに対して課題、対応方針、対応期限などを策定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QMSに基づく対応 <p><u>QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統制活動 ・ リスク対応計画に基づく対応 <p>各部署においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p><u>各部署からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QMSに基づく対応 <p><u>QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</u></p> <p><small>(組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等)</small></p> <p>【年金・健康保険福祉施設整理機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構の業務に関しては、入札に係るリスク（暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩）、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。<u>これらに関しては毎朝開催する業務打合会でその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署が対応を行っている。</u> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-------|--|
| | <p>特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を、また、訴訟等法律問題や情報公開・個人情報保護に適切に対応するため、総務部に法務文書課を設置している。</p> <p>また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、情報を入手する都度、データベースに登録、注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。</p> |
| 経済産業省 | <p>(法人の長のリーダーシップ) (ミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>【経済産業研究所】</p> <p>・情報セキュリティ管理制度 (I SMS) の徹底を図ることとし、平成19年度から、所内部署間の相互監査による I SMS 内部監査を行っている。<u>この相互監査の仕組みは、職員数が比較的少ない当研究所において監査専任部署を置くことがかえって非効率であることが元々の理由であるが、職員間で相互の業務内容に関する理解が深まり、日常の業務実施にもプラスの効果がある。</u></p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題 (リスク) の把握・対応等)</p> <p>【日本貿易振興機構】</p> <p>○ <u>21年7月に開催した第1回アウトカム向上委員会において、監事より「内部統制のあり方やその具体的な取組方法」について指摘があったことを踏まえ、ジェトロの内部統制の在り方、全組織的なリスクについて以下の取組を行いました。</u></p> <p>21年度に実施した6つの基本的要素を踏まえた内部統制の体系的整理に基づき、22年度以降、アウトカム向上委員会やその他日常的なモニタリングを通じて、「<u>内部統制の目的の明確化と全員参加型での取組み</u>」や「<u>職員ひとりひとりの内部統制センスのボトムアップ</u>」に重点的に取</p> |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-----|---|
| | <p>り組んでいくこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェトロの内部統制の体系的な整理を行うとともに、<u>日常的に実施しているモニタリング結果等に基づいて、全組織的に有するリスクの識別・分析結果、リスクがもたらす影響についてまとめました。</u> ・リスク評価のプロセスでは、<u>組織全体のリスクを網羅的に洗い出したうえで、各リスクの認識度を評価するリスク評価シートを作成し、具体的に73種類のリスクを抽出しました。</u>併せて、<u>これらのリスクを発生可能性及び影響度の大小に応じて整理し、リスクの分布を可視的に把握するためリスクマップを作成しました。</u> ・これらを踏まえ、<u>第2回アウトカム向上委員会（11月）において、「ジェトロにおける内部統制の在り方とその具体的な取組方法」について討議し、リスクの識別・分類、分析・評価の妥当性、組織として対応すべき各リスクの優先度について認識を共有しました。</u> ・特に、優先順位が高く、喫緊に対応が必要となる「事務・事業の増大や職員のモチベーション低下などによる業務の非効率化」と「個人情報の漏洩リスク」については、業務の効率性や役職員間のコミュニケーションなどに関する現場の意見を共有するとともに、各リスクの回避、低減、移転、受容の対応について議論しました。 ・議論を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドについては、次期中期計画策定の動きを踏まえつつ、確実に実行に移していくことを確認し、22年度計画策定においても真摯に見直しを行いました。また、個人情報保護については、ヒューマンエラーの回避、パスワードや暗号化等措置徹底による大量の個人情報漏洩の防止、委託先での個人情報漏洩の防止、内部不正行為の防止、管理業務の効率化等の取組を推進していくことを確認し、順次実行しています。 <p>○ アウトカム向上委員会を通じたリスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>年間複数回開催されるアウトカム向上委員会を通じ、PDCAサイクルに基づいて各部門の事業・業務の運営状況について把握しています。</u>具体 |

| 府省名 | 法人名・取組状況 |
|-------|---|
| | <p>的には、中期目標・中期計画に定める目標の定量的なアウトプット指標（活動指標）の進捗状況、定性的なアウトカム指標（成果指標）の具体的な把握、ジェットロサービス利用者の不満・要望の組織的な共有、<u>取り組むべくリスクや課題等を把握、共有</u>しています。こうした業務運営の把握を通じて、各業務のリスクや課題となった事例につき、個別に改善しています。</p> <p>21年度には、第2回アウトカム向上委員会（11月）において、「ジェットロにおける内部統制の在り方とその具体的な取組方法」について討議し、リスクの評価とその対応について認識を共有しました。</p> <p>○ 安全対策への取組</p> <p>・役職員等の安全確保は、内部統制上の重要なファクターであることから、ジェットロでは規程により安全対策推進本部を設置しています。21年度は、新型インフルエンザ（H1N1）の発生に伴い、4月から5月にかけて副理事長を本部長とする安全対策推進本部を3回開催し、メキシコへの渡航自粛及び解除、国内発生による対応についての組織の対応方針を決定し、役職員に周知しました。</p> |
| 国土交通省 | <p>（ミッションの役職員への周知徹底）</p> <p>【水資源機構】</p> <p>・安全で良質な水を安定して安く供給するとの経営理念が、末端の職員まで周知されるとともに、それぞれ権限委任されている各組織の長が、的確に意志決定でき、かつ重要案件については、機構上層部の審議・判断を受けるよう、重要事項の審議・報告を行う役員会のほか、支社局長等会議、管内所長会議、事務所内会議等において、意志伝達・情報共有を図っている。また、<u>上意下達のコミュニケーションだけでなく、平成16年度から直接、理事長、副理事長、各理事が、現場事務所職員一人一人から意見を聞くヒアリングを行っており、役員が、ユーザーに最も近い建設所、管理所等の現場の職員の声を、直接、全事務所に出向いて拾いあげ、一体となって課題等に対処する取組みを実施している。</u></p> |

独立行政法人の評価及び業務運営等について参考となる事例

①業務運営の改善を促す評価に積極的に取り組んでいる評価委員会の例

| 評価委員会名 | 取組の概要 |
|------------------|---|
| 内閣府独立行政法人評価委員会 | <p>本評価委員会は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の評価において、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題に対する原因分析、再発防止策を含めた今後の対応についての見解を取りまとめるとともに、機構における対応状況について、<u>理事長、理事、監事の各役員における職責の履行状況も含め、厳しい検証を行っている。</u></p> <p>また、この検証結果を踏まえ、今後、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担との協働体制の明確化等を着実に実施すること、適切な管理体制が構築されるよう平成24年度の開学に向け更なる取組の強化を行うことなど、<u>機構に対し具体的な対応策を示し改善を求めている。</u></p> |
| 文部科学省独立行政法人評価委員会 | <p>本評価委員会は、独立行政法人科学技術振興機構の評価において、行政刷新会議WG「事業仕分け第1弾」及び「事業仕分け第2弾」の対象とされた本法人の各事業について、事業仕分け結果と法人における対応方針及び対応状況を一覧表にしたものを別添として末尾に添付している。</p> <p>また、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」において指摘された事項についても、指摘事項ごとに法人の取組状況を記載した一覧表を評価結果に別添として添付しており、法人の対応状況を国民に分かりやすく示すことに配慮した評価結果となっている。</p> |

②業務運営等の改善に積極的に取り組んでいる独立行政法人の例

| 法人名 | 取組の概要 |
|---|--|
| <p>独立行政法人物質・材料 研究機構 (文部科学省所管)</p> | <p>本法人は、研究者の約半数が海外出身であるという国際ノー アーキテクトニクス研究拠点 (MANA) のグッドプラクティスを 法人全体の運営に波及させ、国際化を強力に推進するため、平 成 27 年度までに 45 歳以下の事務職員が TOEIC スコア 500 点以 上獲得するとの目標を掲げ、次のような<u>新たな研修プログラム</u> <u>を導入し、職員の能力向上、人材育成に組織を挙げて取り組ん</u> <u>でいる。</u></p> <p>i) 平成 21 年度から 40 歳以下の事務職員 (51 名) に TOEIC 試 験の受験を義務化。</p> <p>ii) 平成 22 年度からは英語レベルに合わせた、スクーリング付 通信教育研修や海外への語学研修をきめ細かく実施。</p> |
| <p>独立行政法人電子航法 研究所 (国土交通省所管)</p> | <p>本法人は、次のような<u>知的財産に係る管理体制の強化など</u>に より、民間企業との共同出願が前進するとともに、共同研究成 果による実施料収入や当研究所が開発したプログラムによるラ イセンス収入の獲得にも繋がり、<u>知的財産に係る自己収入増を</u> <u>実現している。</u></p> <p>i) 15 名の<u>管理要員の中から専属の担当者を定めて知財関連業</u> <u>務を実施。</u></p> <p>ii) 特許取得までの経緯や経費等に関する各種情報を1件毎に整 理してデータベース化し、知的財産に係る管理体制を強化。</p> <p>iii) 少なくとも前年度より知的財産を活用するとの目標を掲げ、 外部の専門家 (大学のTLO) と「知的財産等に関するコンサル ティング契約」を締結するなど、<u>知財戦略に係る組織体制も</u> <u>強化。</u></p> |

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成21年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 5~19を参照。

1 平成21年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成21年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は203事項)。

(※) 独立行政法人99法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上等の視点に立った評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の重要事項

上記の評価の視点のうち、保有資産等の見直し及び内部統制に関する事項については、

- i) 不要資産の国庫納付等について定めた独立行政法人通則法の一部改正(公布5月、施行11月。)、
 - ii) 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書の公表(平成22年3月)
- 等を背景に重要事項として位置付け。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 保有資産等の見直し

① 府省評価委員会は、「勧告の方向性」(H22.11.26委員会決定)又は「見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)(注)の指摘に沿った独法の取組について評価することが必要(37法人)9評価委員会

【二次評価で把握した実態】

- ◆ 職員宿舎の入居が低調な法人(5法人)
- ◆ 利用率が低調な宿泊施設、教育研修施設等(8法人9施設)
- ◆ 未利用地、遊休施設等(10法人36か所)
- ◆ 本部が首都圏にある東京事務所(15法人22事務所)
- ◆ 多数の独法が事務所を設置する都市の海外事務所(17法人44事務所)

- 「勧告の方向性」
 - 「見直しの基本方針」
- ⇒ 個々施設等ごとに、
廃止、国庫納付、共用化等を指摘

⇒ 今後、廃止、国庫納付、共用化等の取組が独法において着実に実施されているか評価することが必要

※ 上記のほか、知的財産について「府省評価委員会は、実施許諾に至ってない特許権等に関する見直し状況が明らかでない法人について、その見直しの適切性について評価することが必要である」旨指摘(11法人)5評価委員会

(注) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

② 【提言】独法による資産の見直し状況を国民にオープンにする方策の検討と、その厳格なチェックを行うための枠組みの整備が必要

- ◆ 独法による不断の見直しを促していくため、
 - i) 独法による資産の見直し状況を国民に分かりやすい形で公表することと、
 - ii) その取組について、詳細な資産情報を基にした厳格な検証が必要
- ◆ 不要資産の国庫納付等を定めた改正独法通則法の趣旨や「見直しの基本方針」に沿った措置を独法に求めていく上でも有用

イ 内部統制の充実・強化

独立行政法人における内部統制とは

- 「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」（「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告」（平成22年3月公表））

- 国民からの信頼を確保するためには、独立行政法人自らが組織風土を含むマネジメント改革に積極的に取り組む必要
- マネジメント改革のための手段として内部統制は重要なツール ⇒ 内部統制の充実・強化に取り組む必要
- 今回は、内部統制を整備・運用する立場にある法人の長のマネジメント等に着目
(例)
 - ◇リーダーシップを発揮できる環境が整備されているか。（ミッションの重要性と各役職員の役割の認識、リスクを組織として共有等）
 - ◇内部統制の現状・課題の把握とその対応が的確に行われているか。
- 府省評価委員会の評価結果の中には、取組の検証が十分に行われていないと考えられるものがみられた。
(例)
 - ◇委員会の設置、規程の整備等をもって内部統制が適切であると評価しているもの
 - ◇課題の指摘が抽象的となっているもの



- ①内部統制の充実・強化に向けた課題等を府省評価委員会として積極的に指摘することが必要
- ②参考となるような取組を行っている府省評価委員会・法人の具体例を提示
 - ◆府省評価委員会の取組の推奨例
 - 審議実績のない業務実施監理委員会について、その在り方を再検討するよう指摘（外務省評価委員会）
 - マネジメント等に関する方針や仕組みは整備されているが、実行面で不十分との指摘（文部科学省評価委員会）
 - ◆法人の取組の推奨例
 - 職員アンケートにより、「運営方針」の各職員への浸透度をフォローアップ（労働者健康福祉機構）
 - 理事長を含めた役員が、現場事務所職員一人一人からヒアリングを実施（水資源機構）

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計60事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 平和祈念事業特別基金（総務省評価委員会）
- ✓ 水産大学校、農畜産業振興機構等（農林水産省評価委員会）
- ✓ 情報処理推進機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 国立女性教育会館、日本学術振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 自動車事故対策機構（国土交通省評価委員会）
- ✓ 医薬品医療機器総合機構、年金積立金管理運用（厚生労働省評価委員会）
など15法人（7評価委員会）

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような評価を行うべき。

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構等（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 国際農林水産業研究センター（農林水産省評価委員会）
など9法人（7評価委員会）

③ 既往の勧告の方向性、政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構、国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 環境再生保全機構（環境省評価委員会）
- ✓ 国立公文書館（内閣府評価委員会）
- ✓ 日本原子力研究開発機構（文部科学省評価委員会）
- ✓ 造幣局（財務省評価委員会）
- ✓ 都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構等（国土交通省評価委員会）
など14法人（9評価委員会）

④ 契約等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 契約関係 10法人（5評価委員会）
- ✓ その他 2法人（2評価委員会）

3 意見の具体例

① 評定や評価の理由・根拠が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

平和祈念事業特別基金(総務省)

○評定理由・根拠の説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

| 総務省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|---|
| <p>評価項目: インターネット資料館の構築 【評価: AA(目標を大幅に上回って達成)】</p> <p>(評価結果の説明)</p> <p>展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である。</p> <p>このようなインターネット資料館を構築、運用開始できたことは、その構成内容から見ても「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>(参考)</p> <p>平成21年度計画(抜粋)</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>(5) インターネット資料館の構築</p> <p><u>資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。</u></p> | <p>本法人では、中期目標で定めた「保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する」ことについて、平成21年度計画では、「展示資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。」としており、これに基づき、<u>21年度にインターネット資料館を構築、公開しているところ</u>である。</p> <p>これについて、貴委員会では、「直接展示資料館に来館できない国民にも関係者の労苦について理解いただく場としてインターネット資料館を構築できたことは、大変有意義なシステムであるとともに、特に、高齢化が進む語り部の29本の動画を編集できていることは大きな成果である」などとして、評定をAA評定(目標を大幅に上回って達成)との評価を行っている。</p> <p>しかしながら、<u>本成果が中期目標や年度計画に対して、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されているとは言い難い。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また、最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべき</u>である。</p> |

水産大学校(農林水産省)

○評定理由・根拠等が不明確で、正確性に欠ける評価がされているので、厳格な評価が必要

| 農林水産省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|--|
| <p>評価項目:就職対策の充実 【評定:A(計画に対して業務が順調に進捗している)】</p> <p>就職内定率は、本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合で、水産業あるいはその関連分野へ就職している。</p> | <p>本法人の中期目標では、「<u>大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。</u>」とされているが、平成21年度の専攻科における就職割合は71.4パーセントであった。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、「<u>本科(進学者を除く)、専攻科、研究科ごとに集計されていて、H21年度はいずれも75%を超える割合</u>」と正確性に欠ける評価を行っている。</p> <p>今後の評価に当たっては、水産大学校の本科、専攻科、研究科ごとの人材育成の状況について適切な評価を行う観点から、<u>本科、専攻科、研究科それぞれの就職割合について厳格に評価を行うべき</u>である。</p> |

農畜産業振興機構(農林水産省)

○事業の問題点分析について評価されておらず、評価方法の改善が必要

| 農林水産省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|---|---|
| <p>評価項目:総合評価 【評定:A】</p> <p>砂糖勘定の借入金については、期中において短期借入金の限度額を650億円から800億円に変更したが、期中における短期借入金は限度額の範囲内であった。でん粉勘定の期中における短期借入金については、限度額120億円の範囲内であった。</p> <p>砂糖勘定及びでん粉勘定の短期借入金は、価格調整制度を適切に運営した結果生じたものであり、借入に至った理由は適切であったと思料される。また、短期借入金の金利については、主要行による競争入札を実施した結果、砂糖勘定は0.371%、でん粉勘定は0.459%(参考:短期プライムレート1.475%)と低金利での借入れを実現している。</p> <p><u>砂糖勘定及びでん粉勘定においては繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。</u></p> <p>評価項目:国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 【評定:a(借入に至った理由等は適切であった)】</p> | <p>国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払業務については、輸入糖にかかる調整金を主な財源として、さとうきび生産者等に交付金を支払っているが、<u>平成20年度は約135.3億円、21年度は約144.7億円の欠損金が生じ、21年度末における累積欠損金は約706.8億円となっている。</u></p> <p>しかしながら、評価結果においては、「繰越欠損金が発生しているが、各業務を制度に従い適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金増大の抑制に向け努力している。」として、a評定(借り入れに至った理由等は適切であった)としているが、<u>欠損金解消に向けた原因や問題点分析についての評価が行われていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、貴委員会において、毎年度生じている欠損金の原因や問題点について分析した上で、<u>当該事業の抜本的な見直しの必要性を含めて、欠損が発生しない適切な事業実施を促す評価を行うべきである。</u></p> |

情報処理推進機構(経済産業省)

○評価結果について、説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

| 経済産業省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|---|---|
| <p>評価項目：財務内容 【 評定：B(質・量の両面において概ね中期計画を達成) 】</p> <ul style="list-style-type: none">自己収入総額3,848百万円(内、情報技術者試験手数料収入3,130百万円)は収入拡大を評価。情報セキュリティ評価・認証業務、暗号モジュール試験・認証制度による自己収入(38,065,500円)に加え、北東アジアOSS推進フォーラムや組込み総合技術展では、出展料等として2,2901,492円を得るなど、適切な受益者負担を求めていることを評価。普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置し、自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に行っていることを評価。 | <p>本法人の平成21年度計画では、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「1. 自己収入拡大への取組み」を掲げており、「(1)ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。」としている。</p> <p>しかしながら、本法人における自己収入拡大への取組に関して、自己収入総額については、貴委員会による評価は行われているものの、<u>暗号モジュール試験認証手数料収入については、20年度に比べ約97パーセント(8,874千円)の大幅な減少</u>となっているにもかかわらず、その減少理由や年度計画の達成状況について業務実績報告書等において明らかにされておらず、貴委員会による評価も行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、法人全体の業務実績にとどまらず、<u>各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべきである。</u></p> |

国立女性教育会館(文部科学省)

○研究成果の質的活用状況を明らかにした評価が必要

| 文部科学省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|--|
| <p>評価項目:地域の機関で活用しうる男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供 【評定:S(特に優れた実績を上げている。)]</p> <p>平成20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」の成果を普及するため、リーフレット作成、ニュースレターのメール配信、ワークショップの実施など、計画的に進めていることを高く評価する。</p> <p>地域の統計データの整備に関し、地方公共団体等への支援を行うことは、ナショナルセンターとしての役割の重要な部分であるので、今後さらに充実することを期待する。</p> <p>(参考)評価の観点 活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)</p> | <p>「地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供」に係る評価に当たっては、「活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)」を観点として評価を行うとしている。</p> <p>しかしながら、平成21年度は、調査研究の成果としての20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」について、リーフレットの作成、ニュースレターのメール配信及びワークショップでの活用などの提供実績をもって、年度計画を上回る特筆すべき成果を上げたものとしてS評定(特に優れた実績を上げている。)を付しており、<u>評価の観点として女性教育施設等の事業にどう役立っているかといった質的活用状況については具体的に示されていないものとなっている。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、<u>自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。</u></p> |

自動車事故対策機構(国土交通省)

○貸倒懸念債権等の増加要因について、評価の方法の改善が必要

| 国土交通省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|---|---|
| <p>【<u>評定結果</u>：A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)] (評定理由)</p> <p>債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。</p> <p>なお、<u>貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成21年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が54.4億円、債権残額に占める割合が44.2%(平成20年度末に対して3.0ポイント増)となっている。</u>その要因分析のため、21年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権193件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため返還金を滞納しているものが58件であり、<u>増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。</u></p> <p>また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「<u>債権回収マニュアル</u>」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。</p> <p>これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | <p>交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評定結果においては、「<u>着実な実施状況であると認められる</u>」とされている。</p> <p>しかしながら、<u>現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成19年度から21年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容</u>となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。</u></p> |

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○中期計画に照らした取組実績に基づく厳格な評価が必要

| 厚生労働省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|---|
| <p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備 【 評定 : A (中期計画を上回っている) 】</p> <p>(委員会の評定理由)</p> <p>調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、<u>事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。また、6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。</u></p> <p>今後は、平成25年度までに6ヵ月以内の処理を60%以上にするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。</p> | <p>本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、<u>中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60%以上を6ヵ月以内に処理できるようにすることとしている。</u></p> <p>当該項目に関する評価結果をみると、8ヵ月以内の処理割合70%以上との年度計画の目標に対し実績が74.0%であったこと、6ヵ月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。</p> <p>しかしながら、<u>中期計画との対比で見れば、21年度の6ヵ月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36%と中期計画における目標値60%とは依然として大きなかい離がみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38%から36%に低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。</u></p> <p>このため、今後の評価に当たっては、<u>中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。</u></p> |

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような厳格な評価が求められる例

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○法人自ら全国実施することとなった業務の効率的・効果的实施のため厳格な評価が必要

| 厚生労働省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|---|---|
| <p>評価項目:総合評価</p> <p>経費節減等については、一般管理費・業務経費について目標を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約、自主的な事業見直し・廃止を行ったことは評価できる。今後は、随意契約の見直しを確実に実施するとともに、<u>一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した平成22年度の地方委託業務が適切に実施され、23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある。</u></p> | <p>本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「<u>23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある</u>」との指摘は重要であり、かかる観点からは、<u>9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要</u>である。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。</p> |

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省）

○今後の評価において、法人に対して業務運営の改善・向上等を促すような評価が必要

| 経済産業省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 [※] |
|---|--|
| <p>評価項目：業務運営の効率化 【 評定：A】 (質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 執行する予算額が大きく、事業也多岐にわたっており、かつ活動が世界に跨っている独法としてコンプライアンス、ガバナンスの徹底強化はとりわけ重要である。機構で業務についている各位にこの認識が浸透していると見られる。 <p>□ 業務の適正化への取り組みについて、20年度よりも研修等の機会を充実させており評価できる。</p> | <p>本法人においては、平成22年11月に元職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生している。</p> <p>今般の事件を踏まえ、本法人における適切な業務運営を確保するため、<u>法人内部における内部統制システムについて、厳格な評価を行うとともに、今後の評価に当たっては、再発防止策の適正な運用が確保されているかについて検証し、必要な改善を促すべき</u>である。</p> |

※当委員会の二次評価意見は、経済産業省評価委員会の評価結果の欄に記載した一次評価を踏まえたものではない。

③ 既往の勧告の方向性、政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際協力機構(外務省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に関する評価について改善が必要

| 外務省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|-----|----|--------|-----|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|---|
| <p>評価項目：組織運営における機動性の向上 【評定：ハ（中期目標を達成した）】</p> <p>（評定理由） 平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。 在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。 （中略） 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。なお、今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。</p> <p>（参考）JICAの現行中期目標期間中における定員推移（国内・在外別） （単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="170 1136 900 1330"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国内</th> <th>在外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>870</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,251</td> <td>413</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,251</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 国内 | 在外 | 平成19年度 | 870 | 456 | 平成20年度 | 1,251 | 413 | 平成21年度 | 1,251 | 413 | <p>本法人の<u>主要な事務及び事業に関する勧告の方向性</u>（平成18年11月27日）の「<u>第8 在外強化の取組の促進</u>」において、「<u>国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。</u>」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「<u>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。</u>」としている。しかしながら、<u>在外事務所の定員数をみると平成19年度（定員数456人）、20年度（同413人）、21年度（同413人）と20年度に19年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。</u></p> <p>貴委員会の評価結果では、現場（海外拠点）の機能強化について、「<u>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。</u>」などと評価が行われているが、<u>在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。</u></p> |
| 年度 | 国内 | 在外 | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 870 | 456 | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 1,251 | 413 | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 1,251 | 413 | | | | | | | | | | | |

環境再生保全機構(環境省)

○ 決算検査報告で指摘された事項の取組状況に係る厳格な評価が必要

| 環境省評価委員会の評価結果※ | 当委員会の二次評価意見 |
|----------------|---|
| 該当なし | <p>「平成21年度決算検査報告」(平成22年11月5日会計検査院から内閣宛て送付)において、平成18年度及び19年度に本法人が行った公害健康被害予防事業について、「<u>公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当</u>」と指摘されている。</p> <p>今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、<u>再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。</u></p> |

※平成21年度決算検査報告は、平成22年11月5日に会計検査院から内閣宛て送付されたものであるため、環境省評価委員会の評価結果には反映されていない。

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

| 内閣府評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|---|
| <p>評価項目：総合評価</p> <p>館の機能強化及び業務の多様化、公文書管理法施行等の対応のため、専門職員の養成・確保に向けて公文書専門員(非常勤)を平成21年4月に11名を新たに採用したことは評価できる。<u>法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる。</u>今後、総人件費改革を踏まえた常勤職員数の計画的な削減に対応しながらも、本来必要な専門職員を削ることがないよう求めたい。さらに、専門職員の将来的なあり方について、早急な具体像の提示が求められる。</p> | <p>公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)の施行に向けた対応について、評価結果において、「法の執行において館に求められる新たな機能や、想定される膨大な業務量を考えれば、今後、更なる体制拡充に向けた取組が早急に望まれる」としている。</p> <p>しかしながら、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「<u>第1-1 事務及び事業の全般的見直し</u>」において、「遅くとも公文書管理法が施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行うものとする」と指摘したところであり、また、平成22年度予算において、公文書管理法の施行準備作業のため、新規に非常勤専門員10人が措置されたが、このうち2人は同作業とは直接関係のないアジア歴史資料センターに配置されていたとの指摘もあるところである。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、公文書管理法の施行に伴い増加する業務に適切かつ効率的に対応しつつ、組織や予算の肥大化を防ぐため、既存の事務及び事業について、具体的な業務フローや事務処理手順を洗い出し、分析した上で、無駄の排除、外部委託等の活用という観点から徹底した見直しが行われているか、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。</p> |

日本原子力研究開発機構(文部科学省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に対する取組状況について厳格な評価が必要

| 文部科学省評価委員会の評価結果 | | 当委員会の二次評価意見 | |
|---|--------------|---|--|
| <p>評価項目: 情報公開及び広聴・広報活動 【評定: A(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標を達成、または中期目標を上回る実績を上げた。)]</p> <p>年度計画通りに履行したと認められる。</p> <p>(参考) 展示施設の利用効率等の向上のためのアクションプラン(概要)</p> | | <p>展示施設等の効率的な運営については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)において、「平成21年度のアクションプランをみると、経費の削減目標や入館者数の目標が20年度のアクションプランにおける当該目標よりも低い水準となっている。展示施設等の更なる利用効率の向上等を図る観点から、目標設定も含めアクションプランを見直すものとする。」としたところである。</p> <p>しかしながら、評価結果においては、この<u>勧告の方向性を踏まえて、どのように第2期中期目標期間(平成22年度から26年度までの5年間)のアクションプランを策定したのか、その適切性についての評価が明らかにされていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>第2期中期目標期間のアクションプランの適切性を明らかにした上で、展示施設の効率的な運営について毎年度厳格な評価を行うべきである。</u></p> | |
| | 平成20年度目標 | 平成21年度目標 | 平成22～26年度目標 |
| 入館者数 | 19年度比3～5%増 | 8施設: 20年度実績超 1施設: 19年度比3%増 | 総合的評価方式とし、5年間で15ポイントの効率化目標 1%増: 2ポイント |
| 支出抑制 | 19年度比5%減 | 20年度比1%減 | 1%減: 1ポイント |
| 収入増加 | 教材費等の有料化の検討等 | 20年度実績超 | (3ポイント/年) 1%増: 1ポイント |

④ 契約等に係る評価が不十分な例

空港周辺整備機構(国土交通省)

○ 昨年度指摘した契約事務手続に係る事項につき、評価が不十分なため改善が必要

| 国土交通省評価委員会の評価結果 | 当委員会の二次評価意見 |
|-----------------|--|
| 該当なし | <p>(昨年度の評価概要)</p> <p>当該法人については、昨年度の評価において、「審査体制の整備方針」、「契約事務の一連のプロセス」、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意された検証について言及されていないことから、<u>法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきであるとの指摘を行ったところである。</u></p> <p><u>本年度の評価においても、本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果においても、「契約事務の一連のプロセスの考え方に留意した検証」及び「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制」について、評価結果において言及されていない状況が見られた。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、法人の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかどうか検証した上で、評価結果において明らかにすべきである。</u></p> |

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

○経営協議会に関する評価の厳格な運用が必要

| 国立大学法人評価委員会の評価結果等 | 当委員会の二次評価意見 |
|--|--|
| <p>* 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見を基に、全法人で具体的に改善した事項が見られた。</u>このうち、今回初めて調査した結果では、<u>40法人(44%)</u>が経営協議会における学外委員からの法人運営に関する意見について、<u>取組事例を公表している。</u> <p>* 個別の法人に対する評価結果(90法人中)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>経営協議会の審議内容の的確な公表について「注目される」と評価</u> …………… 53法人 ② <u>経営協議会の実質化のための運営上の努力や経営協議会の議論の大学運営への的確な反映事例について「注目される」と評価(当該取組事例を公表している場合には、そのことにも言及)</u> …………… 42法人 ③ <u>法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「課題がある」と評価</u> …………… 5法人 <p>(注) 国立大学法人評価委員会の評価結果から経営協議会に関連する主な評価コメントを抽出し、分類したものである。</p> | <p>国立大学法人等は、第2期中期目標期間において、<u>法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図ることとされている。</u></p> <p>貴委員会は、第1期中期目標期間の最終年度である平成21年度の業務実績評価において、経営協議会における学外委員からの意見を基に具体的に改善した取組事例等の公表状況及び経営協議会の議事録等の公表状況について評価を行い、各法人において的確に公表がなされている場合に注目される取組として評価結果等に記載することで法人の改善を促している。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、引き続き経営協議会に関する情報の公表状況に関する評価を行い、公表が行われていない法人については課題として評価結果等に記載するなど、その厳格な運用に努めるべきである。</u></p> |

(参考1) 平成21年度の業務実績評価対象独立行政法人(99法人)

【内閣府所管】4法人

国立公文書館
沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会
国民生活センター

【総務省所管】4法人

情報通信研究機構
統計センター
平和祈念事業特別基金
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【外務省所管】2法人

国際協力機構
国際交流基金

【財務省所管】4法人

酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
日本万国博覧会記念機構

【文部科学省所管】24法人

国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター
国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
○国立国語研究所
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
放射線医学総合研究所
国立美術館

国立文化財機構
教員研修センター
科学技術振興機構
日本学術振興会
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会
日本学生支援機構
海洋研究開発機構
国立高等専門学校機構
大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター
日本原子力研究開発機構

【厚生労働省所管】14法人

国立健康・栄養研究所
労働安全衛生総合研究所
勤労者退職金共済機構
高齢・障害者雇用支援機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構
雇用・能力開発機構
労働者健康福祉機構
国立病院機構
医薬品医療機器総合機構
医薬基盤研究所
年金・健康保険福祉施設整理機構
年金積立金管理運用

【農林水産省所管】13法人

農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター
家畜改良センター
水産大学校
農業・食品産業技術総合研究機構
農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター
森林総合研究所
水産総合研究センター
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金

【経済産業省所管】11法人

経済産業研究所
工業所有権情報・研修館
日本貿易保険
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本貿易振興機構
原子力安全基盤機構
情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
中小企業基盤整備機構

【国土交通省所管】20法人

土木研究所
建築研究所

交通安全環境研究所
海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所
航海訓練所
海技教育機構
航空大学校
自動車検査
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構
水資源機構
自動車事故対策機構
空港周辺整備機構
海上災害防止センター
都市再生機構
奄美群島振興開発基金
日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構
【環境省所管】2法人
国立環境研究所
環境再生保全機構
【防衛省所管】1法人
駐留軍等労働者労務管理機構

(注) 国立国語研究所は、平成21年10月に廃止(大学共同利用機関法人への移行)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

(参考2) 意欲的な取組事例①(独立行政法人の業務運営)

| 独立行政法人名 (主務省) | 取組の概要 |
|------------------------|--|
| 物質・材料研究機構 (文部科学省所管) | <p>本法人は、研究者の約半数が海外出身であるという国際ナノアーキテクトニクス研究拠点(MANA)のグッドプラクティスを法人全体の運営に波及させ、国際化を強力に推進するため、平成27年度までに45歳以下の事務職員がTOEICスコア500点以上獲得するとの目標を掲げ、次のような新たな研修プログラムを導入し、職員の能力向上、人材育成に組織を挙げて取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成21年度から40歳以下の事務職員(51名)にTOEIC試験の受験を義務化。 ii) 平成22年度からは英語レベルに合わせた、スクーリング付通信教育研修や海外への語学研修をきめ細かく実施。 |
| 電子航法研究所 (国土交通省所管) | <p>本法人は、次のような知的財産に係る管理体制の強化などにより、民間企業との共同出願が前進するとともに、共同研究成果による実施料収入や当研究所が開発したプログラムによるライセンス収入の獲得にも繋がり、知的財産に係る自己収入増を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 15名の管理要員の中から専属の担当者を定めて知財関連業務を実施。 ii) 特許取得までの経緯や経費等に関する各種情報を1件毎に整理してデータベース化し、知的財産に係る管理体制を強化。 iii) 少なくとも前年度より知的財産を活用するとの目標を掲げ、外部の専門家(大学のTLO)と「知的財産等に関するコンサルティング契約」を締結するなど、知財戦略に係る組織体制も強化。 |

意欲的な取組事例②(府省評価委員会の評価業務)

| 評価委員会名 | 取組の概要 |
|------------------|---|
| 内閣府独立行政法人評価委員会 | <p>本評価委員会は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の評価において、平成21年度に顕在化した大幅な予算超過問題に対する原因分析、再発防止策を含めた今後の対応についての見解を取りまとめるとともに、機構における対応状況について、理事長、理事、監事の各役員における職責の履行状況も含め、厳しい検証を行っている。</p> <p>また、この検証結果を踏まえ、今後、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担との協働体制の明確化等を着実に実施すること、適切な管理体制が構築されるよう平成24年度の開学に向け更なる取組の強化を行うことなど、機構に対し具体的な対応策を示し改善を求めている。</p> |
| 文部科学省独立行政法人評価委員会 | <p>本評価委員会は、独立行政法人科学技術振興機構の評価において、行政刷新会議WG「事業仕分け第1弾」及び「事業仕分け第2弾」の対象とされた同法人の各事業について、事業仕分け結果と法人における対応方針及び対応状況を一覧表に整理した資料や、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」における指摘事項ごとに法人の取組状況を一覧表に整理した資料を使用して、効率的・効果的な評価を行うとともに、これらの資料を評価結果とともに公表し、国民に分かりやすい形で法人の対応状況を紹介している。</p> |

(参考3) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

[平成 22 年 9 月現在]

| 委員長 | 岡 素之 | 住友商事(株)代表取締役会長 | | | |
|--------------------|---------------------------------------|------------------|------|--------------------|-----------------------------|
| 【独立行政法人評価分科会】 | | 【政策評価分科会】 | | | |
| 委員長代理 分科会長 | 富田 俊基 | 中央大学法学部教授 | 分科会長 | かほもと しょうご 金本 良嗣 | 東京大学大学院経済学研究科・ 公共政策大学院教授 |
| 委員 | かしたに たかお 榎谷 隆夫 | 公認会計士・税理士 | 委員 | ふじい まりこ 藤井 真理子 | 東京大学先端科学技術研究センター教授 |
| | くろだ れいこ 黒田 玲子 | 東京大学大学院総合文化研究科教授 | | もりいずみ ようこ 森泉 陽子 | 神奈川大学経済学部教授 |
| | あがた こういちろう 縣 公一郎 | 早稲田大学政治経済学術院教授 | | (略) | |
| | あさば たかし 浅羽 隆史 | 白鷺大学法学部教授 | | | |
| あそ まゆみ 阿曾沼 元博 | 国際医療福祉大学国際医療福祉 総合研究所教授 | | | | |
| あらばり けん 荒張 健 | 公認会計士 | | | | |
| いなづま ひろあき 稲継 裕昭 | 早稲田大学大学院公共経営研究 科教授 | | | | |
| うめざと よしまさ 梅里 良正 | 日本大学医学部准教授 | | | | |
| おかもと よしあき 岡本 義朗 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株政策研究事業本部主席研究員 | | | | |
| かじかわ とおる 梶川 融 | 太陽ASG有限責任監査法人総括 代表社員(CEO) | | | | |
| かわの まさお 河野 正男 | 横浜国立大学名誉教授 | | | | |
| かわむら きのり 河村 小百合 | 株日本総合研究所調査部主任研究 員 | | | | |
| きむら たかひろ 木村 琢磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科 教授 | | | | |
| くろかわ けいじ 黒川 行治 | 慶應義塾大学商学部教授 | | | | |
| くろだ としじ 黒田 壽二 | 金沢工業大学学園長・総長 | | | | |
| すずま ゆか 鈴木 豊 | 青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科長 | | | | |
| たかぎ としこ 高木 佳子 | 弁護士 | | | | |
| たぶら けいこ 田淵 雷子 | 株三菱総合研究所主席研究員 | | | | |
| たまい かつや 玉井 克哉 | 東京大学先端科学技術研究センター 一教授 | | | | |
| のぐち まくみ 野口 貴公美 | 中央大学法学部教授 | | | | |
| まつだ みゆき 松田 美幸 | 学校法人麻生塾法人本部ディレク ター | | | | |
| みやもと こうじ 宮本 幸始 | 日本ユーティリティサブウェイ(株) 代表取締役社長 | | | | |
| やまもと きよし 山本 清 | 国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授 | | | | |
| やまや きよし 山谷 清志 | 同志社大学政策学部教授 | | | | |



独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期目標

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「民営化法」という。）の施行により、日本郵政公社（以下「公社」という。）は解散し、承継会社等にその機能が承継されることとなった。

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものである。

国は、郵政民営化の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有するものであり、公社を承継する組織は、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有するものとされている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。

この目的を果たすため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

第 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

第 2 業務運営の効率化に関する事項

1 組織運営の効率化に関する事項

機構設立後においては、効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

2 業務経費の削減に関する事項

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進めること。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額の 96%以下とすること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うこと。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続すること。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資産の確実かつ安定的な運用

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

2 提供するサービスの質の確保

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先に、委託した業務について、委託先が実施する銀行業務及び生命保険業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先にも、再委託された業務について、再委託先が銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務を行う場合はこれと同等以上の質を確保することを委託先を通じて求めるとともに、業務の実施状況を常に監督すること。

委託先の監督にあたっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。
- (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の 9 割以上を処理すること。

3 業務の実施状況の継続的な分析

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の実施状況を継続的に分析し、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務と比較し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めること。

4 照会等に対する対応

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先、再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

5 情報の公表等

公社から承継する郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、業務及び組織その他経営内容に関する情報を公表すること。

公表する情報の範囲は、取扱営業所の数や業務の内容等、公社が郵便貯金業務及び簡易生命保険業務について行っていた範囲を基本とし、上述の目的を達成するために必要なものを含むこと。

公表にあたっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

6 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 適切な労働環境の確保

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を

図ること。

2 機構の保有する個人情報の保護

機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

3 災害等の不測の事態の発生への対処

災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の構築を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

4 その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 10 月 1 日付けをもって総務大臣から指示があった平成 19 年 10 月から平成 24 年 3 月までの期間における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

2 業務経費の削減

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対する中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を 96%以下とする。

なお、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 23 年度において、平成 19 年度の当該経費相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額と比較し、4%以上の削減を行う。

また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める（今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 資産の確実かつ安定的な運用

- (1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画（別紙 1 のとおり）及び簡易生命保険資産の運用計画（別紙 2 のとおり）に従い、確実か

つ安定的な運用を行うよう努めるものとする。

- (2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。

2 提供するサービスの質の確保

(1) 委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「委託先」という。）に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務（以下「公社業務」という。）と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。

- ① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。
- ② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。

(2) 再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社（以下「再委託先」という。）に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

(3) 監督にあたり留意する事項

① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

② 標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ上記（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

- ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い
- イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い
- ウ 残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）

- ア 満期保険金の支払い
- イ 入院保険金の支払い
- ウ 生存保険金の支払い
- エ 失効・解約還付金の支払い
- オ 基本契約の死亡保険金の支払い

3 業務の実施状況の継続的な分析

利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査研究等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し公社業務と比較して、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応

機構が直接受け付ける照会等に対しては、対応の基本、対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、対応することとする。

委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

5 情報の公表等

（１） 機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を毎事業年度公表することとする。公表にあたっては、直近の財務諸表について独立行政法人通則法第 38 条に基づき総務大臣の承認を受けた日から 2 月以内に公表することとする。

（２） （１）の情報その他の情報の提供にあたっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年 1 回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。

6 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便

貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

4 短期借入金の限度額

短期借入金をする計画はない。

5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 適切な労働環境の確保

(1) 人事に関する計画

① 方針

i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。

ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数については、40人（期初の常勤職員数）以内とする。

（参考1）

期初の常勤職員数 40人

【郵便貯金勘定 20人、簡易生命保険勘定 20人】

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,922百万円

【郵便貯金勘定 968百万円、簡易生命保険勘定 954百万円】

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

- (2) 労務課題
セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。

3 機構が保有する個人情報の保護

- (1) 機構における個人情報の保護
保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。
- (2) 委託先における個人情報の保護
委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。
- (3) 再委託先における個人情報の保護
再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

4 災害等の不測の事態の発生への対処

- (1) 機構における対処
災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- (2) 委託先における対処
委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。
- (3) 再委託先における対処
再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

5 その他

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

郵便貯金資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。

② 預金者貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 64 条の規定により預金者に対する貸付けを行う。

③ 地方公共団体に対する貸付け

整備法附則第 6 条第 2 項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。

また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

簡易生命保険資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 29 条第 1 号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下、「整備法」という。）附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 88 条の規定により地方公共団体に対し貸付けを行う。

また、整備法附則第 18 条第 2 項の規定により、日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

③ 公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第 47 条の規定により、日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 98 号）第 5 条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第 3 条第 1 項第 5 号及び同条同項第 10 号に掲げる貸付けに係る債権について、保有のために運用する。

④ その他

簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間（案）

| 項 目 | | 標準処理期間 |
|---|---------------------------------|-----------------------------|
| 貯金証書・保管証の再交付 （住所氏名変更を伴う場合を含む。） | | 3日 |
| 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 （住所氏名変更を伴う場合を含む。） | | 4日 |
| 残高証明書の 発行 | 当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理 | 自貯金事務センター受入分 4日 |
| | | 他貯金事務センター受入分 2日 |
| | 当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理 | 管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送 4日 |

- 注：1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。
- 2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。
- 3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。
- 4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間（案）

| 項 目 | 標準処理期間 |
|---|--------|
| 満期保険金の支払い | 14日 |
| 入院保険金の支払い （病院に対する調査等を要するものを除く。） | 14日 |
| 生存保険金の支払い | 14日 |
| 失効・解約還付金の支払い | 14日 |
| 基本契約の死亡保険金の支払い （病院に対する調査等を要するものを除く。） | 14日 |

注：1 入院保険金の支払いには、手術保険金の支払いが含まれている。

- 2 処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は郵便局株式会社で保険金等の支払請求を受け付けてからサービスセンター（保険金等の支払決定等を行う株式会社かんぽ生命保険の組織）において支払通知書を作成した日又は振替データを作成した日までの期間とする。（暦日とする。）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|-------------|
| 収入 | |
| 業務収入 | 85,151,195 |
| 保険料等収入 | 81,167,285 |
| 運用収入 | 3,100,831 |
| 手数料収入 | 178 |
| その他の業務収入 | 882,902 |
| 借入金償還原資 | 22,908,646 |
| 計 | 108,059,841 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 85,147,791 |
| 保険金等支払金 | 82,043,867 |
| 支払利子 | 3,100,671 |
| その他の業務支出 | 3,253 |
| 一般管理費 | 567 |
| 人件費 | 2,553 |
| 施設整備費 | — |
| 借入金償還 | 22,908,646 |
| 計 | 108,059,556 |

【人件費の見積り】

期間中総額1,922百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|------------|
| 収益の部 | 83,152,749 |
| 経常収益 | 83,152,749 |
| 保険料等収入 | 79,524,626 |
| 資産運用収益 | 2,745,043 |
| 役員取引等収益 | 178 |
| その他業務収益 | — |
| その他経常収益 | 882,902 |
| 費用の部 | 83,152,749 |
| 経常費用 | 83,152,749 |
| 保険金等支払金 | 80,401,281 |
| 資金調達費用 | 2,744,883 |
| 役員取引等費用 | 178 |
| その他業務費用 | 0 |
| 事業費 | 4,577 |
| 一般管理費 | 1,741 |
| その他経常費用 | 89 |
| 経常利益 | 0 |
| 特別利益 | — |
| 特別損失 | — |
| 当期純利益 | 0 |
| 当期総利益 | 0 |

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-------------|
| 資金支出 | 208,502,894 |
| 業務活動による支出 | 176,098,859 |
| 投資活動による支出 | 9,490,391 |
| 財務活動による支出 | 22,908,646 |
| 次期への繰越金 | 4,997 |
| 資金収入 | 208,502,894 |
| 業務活動による収入 | 90,817,794 |
| 保険料等収入 | 81,167,285 |
| 貸付金の回収等 | 5,665,570 |
| 運用収入 | 3,100,831 |
| 手数料収入 | 178 |
| その他の業務収入 | 883,931 |
| 投資活動による収入 | 104,520,346 |
| 財務活動による収入 | 13,156,846 |
| 前期よりの繰越金 | 7,908 |

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|-----------|
| 収入 | |
| 業務収入 | 792,247 |
| 運用収入 | 788,568 |
| 手数料収入 | 178 |
| その他の業務収入 | 3,502 |
| 借入金償還原資 | 5,406,351 |
| 計 | 6,198,598 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 790,525 |
| 支払利子 | 788,408 |
| その他の業務支出 | 2,117 |
| 一般管理費 | 286 |
| 人件費 | 1,286 |
| 施設整備費 | — |
| 借入金償還 | 5,406,351 |
| 計 | 6,198,447 |

【人件費の見積り】

期間中総額968百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|---------|
| 収益の部 | 736,500 |
| 経常収益 | 736,500 |
| 資産運用収益 | 732,820 |
| 役員取引等収益 | 178 |
| その他業務収益 | — |
| その他経常収益 | 3,502 |
| 費用の部 | 736,500 |
| 経常費用 | 736,500 |
| 郵便貯金利子 | 556,540 |
| 借入金利息 | 176,120 |
| 役員取引等費用 | 178 |
| その他業務費用 | — |
| 事業費 | 2,688 |
| 一般管理費 | 885 |
| その他経常費用 | 89 |
| 経常利益 | 0 |
| 特別利益 | — |
| 特別損失 | — |
| 当期純利益 | 0 |
| 当期総利益 | 0 |

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|------------|
| 資金支出 | 97,413,260 |
| 業務活動による支出 | 91,740,046 |
| 投資活動による支出 | 262,619 |
| 財務活動による支出 | 5,406,351 |
| 次期への繰越金 | 4,243 |
| 資金収入 | 97,413,260 |
| 業務活動による収入 | 6,458,846 |
| 貸付金の回収等 | 5,665,570 |
| 運用収入 | 788,568 |
| 手数料収入 | 178 |
| その他の業務収入 | 4,531 |
| 投資活動による収入 | 87,018,051 |
| 財務活動による収入 | 3,929,074 |
| 前期よりの繰越金 | 7,288 |

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度)

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|-------------|
| 収入 | |
| 業務収入 | 84,358,947 |
| 保険料等収入 | 81,167,285 |
| 運用収入 | 2,312,263 |
| その他の業務収入 | 879,400 |
| 借入金償還原資 | 17,502,295 |
| 計 | 101,861,242 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 84,357,265 |
| 保険金等支払金 | 82,043,867 |
| 支払利子 | 2,312,263 |
| その他の業務支出 | 1,136 |
| 一般管理費 | 281 |
| 人件費 | 1,267 |
| 施設整備費 | — |
| 借入金償還 | 17,502,295 |
| 計 | 101,861,108 |

【人件費の見積り】

期間中総額954百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|------------|
| 収益の部 | 82,416,249 |
| 経常収益 | 82,416,249 |
| 保険料等収入 | 79,524,626 |
| 資産運用収益 | 2,012,223 |
| その他業務収益 | — |
| その他経常収益 | 879,400 |
| 費用の部 | 82,416,249 |
| 経常費用 | 82,416,249 |
| 保険金等支払金 | 80,401,281 |
| 資金調達費用 | 2,012,223 |
| 事業費 | 1,889 |
| 一般管理費 | 856 |
| その他経常費用 | — |
| 経常利益 | 0 |
| 特別利益 | — |
| 特別損失 | — |
| 当期純利益 | 0 |
| 当期総利益 | 0 |

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-------------|
| 資金支出 | 111,089,635 |
| 業務活動による支出 | 84,358,813 |
| 投資活動による支出 | 9,227,772 |
| 財務活動による支出 | 17,502,295 |
| 次期への繰越金 | 755 |
| 資金収入 | 111,089,635 |
| 業務活動による収入 | 84,358,947 |
| 保険料等収入 | 81,167,285 |
| 運用収入 | 2,312,263 |
| その他の業務収入 | 879,400 |
| 投資活動による収入 | 17,502,295 |
| 財務活動による収入 | 9,227,772 |
| 前期よりの繰越金 | 620 |

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

参考条文

○総務省独立行政法人評価委員会議事規則（抄）

（公開に関する取扱い）

第七条 会議は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 委員会の事務局は議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公開する。

（分科会の議決）

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（抄）

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（関係大臣との協議）

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

- 五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続）

第五条 機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度の年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標の期間の終了後の業務実績報告）

第六条 機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続）

第七条 機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後三月以内に、総務省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第十五条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委員

かまえ ひろし
釜江 廣志 東京経済大学経済学部教授

しげかわ じゅんこ
重川 純子 埼玉大学教育学部教授

しもわだ いさお
下和田 功 帝京大学経済学部教授

専門委員

かじかわ とおる
梶川 融 太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員（CEO）

かない ひろし
金井 洋 第一生命保険株式会社 常務執行役員

さの まりこ
佐野 真理子 主婦連合会事務局長

しろがね りょうぞう
白銀 良三 国土舘大学政経学部経営学科教授兼
同大学院経営学研究科委員長

なかじま あつし
中島 厚志 みずほ総合研究所(株)専務執行役員チーフエコノミスト

ひかさ かつみ
日笠 克巳 三井生命保険(株)保険計理人

（敬称略）